

平成19年度  
(2007)

履 修 の 手 引

授 業 概 要  
(専門科目シラバス)

徳島大学工学部

# はじめに

この履修の手引きは、工学部に入学されたみなさんがこれから4年間で学習する各学科の勉学に関するほとんどすべての情報を記載したマニュアルです。

この中には、

1. 工学部での教育の理念・目標
2. 各学科の教育目的・内容（シラバス）と履修案内
3. 学生生活上必要となる諸手続や連絡事項
4. 人権・教育相談のための体制
5. 工学部規則・工学部学友会会則

などの事項について詳しい説明があります。必要となった時点で必要な項目を参照すると良いでしょう。

工学部では、すべての学科で新しい工学教育プログラムを実施しています。この教育プログラムは、これまでの工学教育を総合的に再検討し、課題探求能力や自律的応用力の育成など21世紀の社会に貢献できる人材育成のために実施しているものです。

特に、

1. 予習・復習を盛り込んだ単位制に基づく授業実施
2. 履修科目数の上限設定
3. GPA 評価法を導入した厳格な成績評価
4. クォータ制やオフィスアワーの実施

など、本学部の特徴的な教育方法が導入されています。また、いくつかの学科においては、日本技術者教育認定機構（JABEE）から、国際的なレベルをもつとして認定を受けた教育プログラムが実施されており、それぞれが技術者の倫理や世界観を有し、質的に高い専門教育が保証されるよう様々な方法がとられています。大学は「心おきなく遊べる楽園」ではありません。みなさんはこの4年間で、豊かな人格と教養を身につけ、工学の基礎知識による分析力や専門の基礎知識による問題解決力・

表現力を養い、さらに社会の変化に柔軟に対応できる自律的応用力と創造力の育成に努めなければなりません。これからのグローバルな社会環境の中で、実践的な行動力をもって地域社会や国際社会に貢献できるみなさんを社会は期待しています。在学中に各自高い付加価値を付け、21世紀社会を個性豊かに生きようではありませんか。

なお、詳細については、この“履修の手引”およびCD-ROMで配布した“授業概要”を確認してください。また、大学での学びについては、徳島大学工学部導入教育用冊子“「学びの技」 はじめの一步”に詳しく解説されていますので、よく読んで理解してください。

# 目次

<b>第1章</b>	<b>教育と学習案内</b>	<b>1</b>
1)	工学部の教育理念	2
2)	昼間コース履修方法	4
3)	夜間主コース履修方法	12
4)	学科の教育内容と履修案内	20
	建設工学科	20
	機械工学科	20
	化学応用工学科	20
	生物工学科	20
	電気電子工学科	20
	知能情報工学科	20
	光応用工学科	20
5)	アウトカムズ評価について	21
6)	成績評価システムについて（点数評価およびGPA評価）	22
7)	教育職員免許状取得について	23
8)	留学生向け日本語授業について	27
<b>第2章</b>	<b>学生への連絡及び諸手続き</b>	<b>28</b>
1)	学生証	30
2)	各種証明書の発行	31
3)	休学，復学，退学等の手続き	32
4)	転学部・転学科	34
5)	試験における不正行為に対する措置要項	34
6)	成績評価等に関する申し立て	34
7)	授業料納付，免除制度及び奨学金制度	35

8)	学生教育研究災害傷害保険	36
9)	学生金庫	36
10)	住所変更届	36
11)	講義室の使用について	36
12)	健康管理	36
13)	交通事故の防止	37
14)	その他	37
<b>第3章</b>	<b>学生の人権・教育相談等のための体制</b>	<b>38</b>
1)	セクシュアル・ハラスメントの発生防止のために	39
2)	アカデミック・ハラスメントの発生防止のために	40
3)	工学部における相談体制	41
4)	学生相談室における相談体制	41
<b>第4章</b>	<b>工学部構内における交通規制実施要項</b>	<b>42</b>
<b>第5章</b>	<b>規則</b>	<b>51</b>
<b>第6章</b>	<b>工学部学友会会則および表彰要項</b>	<b>52</b>
<b>付録</b>		<b>58</b>
1)	工学部教員の一覧	59
1	建設工学科	59
2	機械工学科	60
3	化学応用工学科	61
4	生物工学科	62
5	電気電子工学科	63
6	知能情報工学科	64
7	光応用工学科	65
8	工学基礎教育センター	66
9	大学院エコシステム工学専攻	67
2)	工学部講義室配置図	68

# 第1章

## 教育と学習案内

## 1) 工学部の教育理念

科学技術創造立国をめざす我が国が社会の豊かさを維持し21世紀の世界に貢献するためには、科学技術とその進歩が人類と社会に及ぼす影響について強い責任をもてる自律的技術者を育成することが必要です。本学部の工学教育プログラムでは、この新しい技術者の育成に沿った教育理念のもとに、教育の実施計画を立案し、実施方法と教育効果に対する的確な検証と評価を行い、教育の質と方法を向上させる教育プログラムを実施しています。

### 工学部の教育理念

科学技術とその進歩が人類と社会に及ぼす影響について、強い責任をもつ自律的技術者を育成することを各学科に共通する教育理念とする。この理念は、次の4項目から成る。

#### 1. 豊かな人格と教養、及び自発的意欲の育成

様々な学問の価値観を学ぶことで、豊かな人格と教養を身につけるとともに、自らの体験から、学ぶことに対する興味と意欲が自発できる人材を育成する。

#### 2. 工学の基礎知識による分析力と探究力の育成

自発的な学習意欲により工学の基礎知識を修得し、事象や課題を科学的に解析できる分析力と探究力をもつ人材を育成する。

#### 3. 専門の基礎知識による問題解決力と表現力の育成

自発的な探求力により専門の基礎知識を効果的に身につけ、創成科目や卒業研究を通して問題を解決し、その方法・過程・結果を表現できる人材を育成する。

#### 4. 社会の変化に柔軟に対応できる自律的応用力と創造力の育成

グローバルな社会環境を認知した上で新しい問題を発見し、専門知識による解決方法を創造でき、さらに実践的な行動力をもって地域社会や国際社会に貢献できる人材を育成する。

### 新工学教育プログラムの教育方針

工学・技術者としての教養と基礎知識を重視し、学習の各段階で目標を与え、それを着実に実現させる方針で教育する。また、結果の評価は、質の向上で測ることを基本とする。すなわち、次の3項目を教育の基本方針とする。

#### 1. 目標を設定し、過程を実現させる教育

教育理念を着実に達成するために、学生に対して各学習の段階で適切な目標を設定し、この目標に対して学生が自発的に到達できる手法を提示する。さらに、達成感を体験することで、学問に対する興味と意欲がもてる環境を準備する。

#### 2. 質の向上を評価するアウトカムズ・アセスメントの採用

本学の工学教育プログラムには、学部教育全般にわたっての質の向上の評価(アウトカムズ・アセスメント)を基本とした自己評価機能を組み込んである。アウトカムズ・アセスメントは、次の評価項目に対して、教員側だけでなく、学生側からも積極的な参加が必要である。

- (a) 理念を実現する教育システム（計画・実施・評価システム）に対する評価
- (b) 教育目標に対するカリキュラムの編成，運用と体制に対する評価
- (c) 学生の学力やスキル，及びそれらの目標達成度に対する評価
- (d) 学生による授業評価

### 3. 興味と意欲を持たせるカリキュラムの構成

各学科のカリキュラムの編成にあたっては，全学共通教育科目や専門科目（導入科目，工学基礎科目，専門基礎科目，専門応用科目，創成科目，工学教養科目，専門教養科目）が適切に配置されています．



## 2) 昼間コース履修方法

### (a) 昼間コース履修方法

1. 各学科の教育課程表に示す授業科目は、4年間で開講される専門教育科目です。授業科目は全学に共通する授業科目である全学共通教育科目（大学入門科目，教養科目群，基盤形成科目群，基礎科目群）と専門教育科目により編成されています。
2. 各学科，各年次に実施される授業科目，単位数及び週授業時数は教育課程表に示します。担当教員の都合等により，実施時期について若干の変更が生じることもあるので，各学年の初めに発表される時間割に注意してください。
3. 授業時間数と単位の関係は，徳島大学学則第30条及び徳島大学工学部規則第5条の2の規定に基づき下表のように定められています。十分な予習及び復習をしたうえで授業をうけることが，授業の理解と単位の取得のために必要となります。

単位の定義		大学設置基準に準拠（学則第30条，工学部規則第5条）
科 目	1単位の時間	内 容
講義科目	45時間	（予習1時間 + 授業1時間 + 復習1時間）×15回
演習科目	45時間	（予習・復習1時間 + 授業2時間）×15回
実験・実習科目	45時間	（授業3時間）×15回
卒業研究・卒業論文		学修の成果を評価して定める

4. 学生は在学期間中に次のとおり履修する必要があります。

#### 4.1 全学共通教育科目

- (a) 全学共通教育科目は，各学科ごとに定める所要の単位数（表1参照）以上を修得しなければなりません。講義概要及び履修方法の詳細については，別途発行の「全学共通教育履修の手引」を参照してください。
- (b) 大学入門科目で開設する授業科目は大学入門講座です。
- (c) 全学共通教育科目のうち，教養科目群には歴史と文化，人間と生命，生活と社会，自然と技術の4分野の授業科目が含まれます。教育課程表の選択必修欄に示される単位数以上を指定された分野から修得し，学科ごとに表1に示す教養科目群の合計単位数以上を修得しなければなりません。
- (d) 教養科目群科目は授業ごとに授業題目が設けられています。詳細については「全学共通教育履修の手引」を参照のこと。
- (e) 教育課程表の開講単位数には同一時間に並列開講される科目が含まれており，開講時間数と対応しない場合があるので注意してください。
- (f) 外国語科目については，表1に従って英語とその他の外国語を併せて8単位以上修得しなければなりません。所要単位数を超えて修得した単位数は，教養科目の単位数に含めることができます場合があります。フランス語及び中国語は当分の間，受講者数に制限を設ける

ために、希望する時間に受講できないことがあります。外国語の授業は1,2年次学生を中心に時間割が編成されており、3年次以降に修得する場合は、他の専門教育科目の受講ができないこともあるので注意してください。

- (g) ウェルネス総合演習は、1年次に開講されており2単位修得すること。
- (h) 基礎教育科目は、専門教育の基礎となる分野であり、工学部では主として1年次の学生を対象として開講されています。学科ごとの所要単位数は表1に示すとおりです。また、それぞれの学科で修得しなければならない授業題目を表2に示します。

#### 4.2 専門教育科目

- (a) 専門教育科目については、学科ごとに表1に定める単位数以上を、それぞれ必修科目、選択必修科目、選択科目に対して修得しなければなりません。履修方法その他の詳細については、各学科の教育課程表の欄外の指定に従ってください。

- 5. 本学部を卒業するためには、全学共通教育科目と専門教育科目を、学科ごとに表1に指定された単位数以上を修得し、合計131単位以上を修得する必要があります。

表1 全学共通教育科目及び専門教育科目の所要単位数

学 科	全 学 共 通 教 育 科 目														専 門 教 育 科 目				合 計	
	大学入門科目	教 養 科 目 群						基 盤 形 成 科 目 群						計	必 修	選 択 必 修	選 択	小 計		
		歴史と文化	人間と生命	生活と社会	自然と技術	その他	日本事情(留学生対象)	外国語		情報科学	ウエルネス総合演習	日本語(留学生対象)	基礎科目群*1							
								英語	その他											情報科学入門
大学入門講座																				
建設工学科	1	2	2	2	4	6		17	6	2	2	2		12	41	41	30	19	90	131
機械工学科	1	2	2	2	2	10		19	6	2	2	2		10	41	45	—	45	90	131
化学応用工学科	1		4	4	4	2	2	15	6	2	2	2	2	14	41	33	—	57*2	90	131
生物工学科	1	4	4	4	4	—	2	17	6	2	2	2	2	16	45	63	—	23	86	131
電気電子工学科	1	2	2	2	2	14	8	23	6	2	2	2	4	10	45	33	32	21	86	131
知能情報工学科	1	2	2	2	2	14		23	6	2	—	2		10	43	22	—	66	88	131
光応用工学科	1	2	2	2	2	10		19	6	2	2	2		12	43	50	—	38*3	88	131

\*1: 履修すべき基礎科目群は、各学科ごとに指定する(表2参照)

\*2: 選択科目Aを10単位以上含むこと。

\*3: 選択科目Aを32単位以上含むこと。

## 教養科目群の履修に関する事項

教養科目群の同じ主題の履修単位の上限は6単位とする。各主題のゼミナール形式の授業は全体で2単位までとする。

留学生については、所属する学部学科の履修要件が適用されるが、日本語は外国語の単位に、また日本事情の単位は、教養科目群の単位に、それぞれ振り替えることができる。

昼間コースの学生(生物工学科を除く)が、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、4単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。但し、化学応用工学科の学生は、2単位を限度とする。

## 外国語の履修に関する事項

- 英語の履修に関して
  - 英語6単位を履修する学科の学生は、基盤英語を2単位、主題別英語を2単位、発信型英語を2単位履修することを標準とする。
  - 時間割は標準の履修に対して組まれている。標準の時間割に依らない選択の場合は、時間割上選択に困難を生ずることがある。
  - 英語の履修については、次の制限がある。基盤英語及び発信型英語はそれぞれ2単位を超えて履修はできない。また、主題別英語2単位で発信型英語2単位を代替することはできる。
- 初修外国語の履修に関して
  - 初修外国語2単位を履修する学科の学生は、初修外国語の入門クラスを2単位履修する。  
あるいは、2つの初修外国語の入門クラスを2単位ずつ履修することもできる。
  - 時間割は標準の履修に対して組まれている。標準の時間割に依らない選択の場合は、時間割上選択に困難を生ずることがある。

## (b) 履修手続及び試験等について

### 専門教育科目の履修手続

1. 履修科目登録は指定の期間内（時間割表に記載）に、学内 LAN の接続してあるパソコンから WEB 画面により登録して下さい。
2. 履修科目登録をしていない場合は、単位を修得することはできません。
3. 履修科目登録の内容を変更する場合は以下の期限（詳細は別途掲示）までに変更の申請をしてください。

・ 通年科目，前期科目，第 1 クォータ科目	4 月下旬
・ 第 2 クォータ科目	6 月上旬
・ 後期科目，第 3 クォータ科目	10 月中旬
・ 第 4 クォータ科目	12 月上旬

### 他学部等授業科目の履修

1. 他学部等授業科目を履修しようとする場合は、所属する学科の教務委員の承認を得て、所定の「他学部・他研究科授業科目履修願」、「工学部他学科・工学研究科他専攻授業科目履修願」を前・後期とも、それぞれ学年暦の授業開始日から 1 週間以内に工学部学務係へ提出すること。  
（設備その他の理由で実験、実習及び製図等については、許可しません。）
2. 上記履修願を提出して修得した単位は、各学科が定める範囲において卒業に必要な選択単位数に含めることができます（教育課程表の注を参照すること）。

### 試験について

1. 試験期間は設定しないので、授業担当教員の指示に従ってください。
2. 試験の結果は、原則として前期については 10 月上旬、後期については翌年度 4 月上旬に学科を通して学生に配布します。
3. 欠席時数の多い学生には、担当教員から注意を与え、その授業科目の受験資格を与えないことがあります。
4. 再試験は学科によって行わないこともあります。行う場合でも、原則として当該学期内に行われますので、詳細は学科の方針に従ってください。
5. 試験における不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。
  - (a) 授業科目修了の認定に関する試験（追試験・再試験を含む。）で不正行為（ほう助を含む。）をした者に対しては、学則第 52 条の規定により懲戒処分を行います。
  - (b) 上記の試験において不正行為をした者に対しては、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し、改めて所定の授業科目を履修させます。

## 成績評価の方式について

成績の評価は、定期試験や授業への取り組み状況、レポートなどの提出状況、小テストの点数等を考慮して総合評価を行います。

## クォータ制度、オフィス・アワー制度について

- クォータ制度は、新工学教育プログラムの導入に伴い、平成13年度から、教育効果の向上を目指して本格的に実施しています。クォータ制度とは、前・後期をさらに2期ずつに分け、四半期当たりの履修科目を前・後期制に比べて半分に減らす代わりに、授業回数を倍に増したものです。このシステムによって、学生が短期間で集中的に学習できるようにし、理解を深める制度です。
- オフィス・アワー制度は、教員が特定の曜日の特定の時間を学生と接触できるようにし、授業中に生じた疑問などを解決する相談制度ですが、加えて生活上の困ったことなど気軽に相談する制度です。この制度を活用して学生生活をより充実したものにしてください。実施日程及び詳細は各学科の掲示板に掲載されますので、その指示に従ってください。

## 放送大学との単位互換について

放送大学の授業科目を履修し単位認定を希望する場合は、特別聴講学生として履修する必要があります。本学から放送大学へ一括して申請しますので、履修に際しては、事前に工学部学務係または学務部学務課で相談して下さい。

- 全学共通教育科目  
放送大学の授業科目を8単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができます。
- 専門教育科目  
放送大学の授業科目を4単位まで卒業に必要な選択科目の単位に含めることができます。  
なお、学科によっては放送大学との単位互換は行わないので注意してください。

## 5大学との単位互換について

山形大学、群馬大学、徳島大学、愛媛大学及び熊本大学の各工学部等間において学生の単位互換に関する覚書を締結しており、派遣や受講等の他大学の特徴ある科目の受講ができます。詳細は、学務係へ問い合わせてください。

## 中国・四国地区国立大学工学系学部相互間の単位互換について

平成14年度より相互大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として徳島大学工学部、鳥取大学工学部、島根大学総合理工学部、岡山大学工学部、同環境理工学部、広島大学工学部、山口大学工学部、香川大学工学部、愛媛大学工学部が、他の大学で取得した単位も認める単位互換制度を導入しています。これにより学生は、自分が在籍している大学にはない講義を受講できるメリットがあります。履修できる科目は、原則として各大学における全ての専門教育科目です。授業内容・日程を各大学のホームページ等で確認し、履修登録手続等については学務係で確認して下さい。なお他大学で取得した単位の扱いは学科によって異なりますので、各学科教務委員へも問い合わせてください。

### 阿南工業高等専門学校との単位互換について

徳島大学工学部は、阿南工業高等専門学校と単位互換に関する覚え書きを締結しており、阿南高等専門学校で開講されている授業を履修することができます。履修を希望する学生は、各学期の履修登録期間の始まる前に、学務係にて履修登録手続き等を確認すること。なお、修得した単位は卒業に必要な単位に含めることができます場合があります。

### 履修科目数上限制・学年制について

- 履修科目数上限制が設けられています。履修科目の上限単位数は学科及び学年ごとに異なりますので、所属する学科の上限規定を見てください。
- 学年制が適用されます。各学科及び学年ごとに進級規定がありますので、所属する学科の進級規定を熟読してください。

上記において、履修手続及び試験等についてのごく一般的な事項を説明しました。なお、詳細については各学科の教育内容と履修案内を熟読するようにしてください。



表2 基礎科目群(昼間コース)

学 科	授業科目名	授 業 題 目	単位数	計	
建設工学科	基礎数学	線形代数学 I	2	12	
	"	" II	2		
	"	微分積分学 I	2		
	"	" II	2		
	基礎物理学 基礎化学	基礎物理学 f・力学概論 基礎化学概論	2 2		
機械工学科	基礎数学	線形代数学 I	2	10	
	"	" II	2		
	"	微分積分学 I	2		
	"	" II	2		
	基礎物理学	基礎物理学 f・力学概論	2		
化学応用工学科	基礎数学	線形代数学 I	2	14	
	"	" II	2		
	"	微分積分学 I	2		
	"	" II	2		
	基礎物理学 " 基礎化学実験	基礎物理学 f・力学概論 基礎物理学 g・電磁気学概論 基礎化学実験	2 2 2		
生物工学科	基礎数学	線形代数学 I	2	16	
	"	" II	2		
	"	微分積分学 I	2		
	"	" II	2		
	基礎物理学 " 基礎化学 基礎生物学	基礎物理学 f・力学概論 基礎物理学 g・電磁気学概論 基礎化学 i・化学結合論 基礎生物学 T	2 2 2 2		
	電気電子工学科	基礎数学	線形代数学 I		2
"		" II	2		
"		微分積分学 I	2		
"		" II	2		
基礎物理学	基礎物理学	基礎物理学 f・力学概論	2		
	知能情報工学科	基礎数学	線形代数学 I	2	10
		"	" II	2	
		"	微分積分学 I	2	
"		" II	2		
基礎物理学	基礎物理学 f・力学概論	2			
光応用工学科	基礎数学	線形代数学 I	2	12	
	"	" II	2		
	"	微分積分学 I	2		
	"	" II	2		
	基礎物理学 基礎化学	基礎物理学 f・力学概論 基礎化学 i・化学結合論	2 2		



### 3) 夜間主コース履修方法

#### (a) 夜間主コース履修方法

1. 各学科の教育課程表に示す授業科目は、4年間で開講される専門教育科目です。授業科目は全学に共通する授業科目である全学共通教育科目（大学入門科目，教養科目群，基盤形成科目群，基礎科目群）と専門教育科目により編成されています。
2. 各学科，各年次に実施される授業科目，単位数及び週授業時数は教育課程表に示します。担当教員の都合等により，実施時期について若干の変更が生じることもあるので，各学年の初めに発表される時間割に注意してください。
3. 授業時間数と単位の関係は，徳島大学学則第30条及び徳島大学工学部規則第5条の2の規定に基づき下表のように定められています。十分な予習及び復習をしたうえで授業を受けることが，授業の理解と単位の取得のために必要となります。

単位の定義		大学設置基準に準拠（学則第30条，工学部規則第5条）
科 目	1単位の時間	内 容
講義科目	45時間	（予習1時間 + 授業1時間 + 復習1時間）×15回
演習科目	45時間	（予習・復習1時間 + 授業2時間）×15回
実験・実習科目	45時間	（授業3時間）×15回
卒業研究・卒業論文		学修の成果を評価して定める

4. 学生は在学期間中において次のとおり履修する必要があります。

#### 4.1 全学共通教育科目

- (a) 全学共通教育科目は，各学科ごとに定める所要の単位数（表3参照）以上を修得しなければなりません。講義概要及び履修方法の詳細については，別途発行の「全学共通教育履修の手引」を参照してください。
- (b) 全学共通教育科目のうち，教養科目群には歴史と文化，人間と生命，生活と社会，自然と技術の4分野の授業科目が含まれます。教育課程表の選択必修欄に示される単位数以上を指定された分野から修得し，学科ごとに表3に示す教養科目の合計単数以上を修得しなければなりません。  
教養科目群で所要の単位数を超えて修得した単位については，化学応用工学科・生物工学科では10単位まで，専門選択単位として卒業に要する単位数として換算することができます。
- (c) 教育課程表の開講単位数には同一時間に並列開講される科目が含まれており，開講時間数と正確に対応しない場合があるので注意してください。
- (d) 全学共通教育科目のうち，教養科目群は以下に示すとおりです。開講時間数の制約のために，これらの科目は原則として4年間の修学期間内で一回以上聴講可能となるように開講する方針です。学期初めに公表される時間割に注意して，希望する授業科目を確実に履修すること。

- i. 歴史と文化
- ii. 人間と生命
- iii. 生活と社会
- iv. 自然と技術

教養科目は授業科目ごとに授業題目が設けられています。詳細については「全学共通教育履修の手引」を参照のこと。

- (e) 外国語科目については表3に従って、6単位以上修得すること。所要単位数を超えて修得した単位数は、教養科目の単位数に含めることができます。外国語科目の所要単位数は学科によって異なるので別表を参照すること。  
夜間主コースにおける外国語は当分の間、英語とドイツ語のみが開講される予定です。
- (f) ウェルネス総合演習科目は、1年次に開講されており2単位修得すること。
- (g) 基礎教育科目は、専門教育の基礎となる分野であり、夜間主コースでは主として1年次の学生を対象として開講されています。各学科の所要単位数は表3に示すとおりです。また、それぞれの学科で修得しなければならない授業題目を表4に示します。

#### 4.2 専門教育科目

- (a) 専門教育科目については、学科ごとに表3に定める単位数以上を、それぞれ必修科目、選択科目に対して修得しなければなりません。履修方法その他の詳細については、各学科の教育課程表の欄外の指定に従ってください。
- (b) 昼間コースに開講されている科目のうち、各学科が指定した授業科目（教育課程表中の 印の科目）については所定の手続きを行えば、30単位を限度として各学科が定める範囲内で履修が認められ、卒業に要する単位数に加えることができます。

5. 学生が本学部夜間主コースを卒業するためには、全学共通教育科目と専門教育科目を学科ごとに表3に指定された単位数以上修得し、合計125単位以上を修得する必要があります。

表3 全学共通教育科目及び専門教育科目の所要単位数

学 科	全 学 共 通 教 育 科 目													専 門 教 育 科 目				合 計		
	大学 入 門 科 目	教 養 科 目 群						基 盤 形 成 科 目 群						基 礎 科 目 群 *1	計	必 修	選 択 必 修		選 択	小 計
		歴史と文化	人間と生命	生活と社会	自然と技術	その他	日本事情(留学生対象)	外国語		情報科学	ウエルネス総合演習	日本語(留学生対象)								
								英語	その他				情報科学入門							
大学 入 門 講 座																				
建設工学科	1	2	2	2	4	6		17	6	—	2	2		10	37	32	—	56	88	125
機械工学科	1	2	2	2	2	12		21	6	—	2	2		6	37	35	—	53	88	125
化学応用工学科	1	4	4	4	4	6	2	23	4	2	2	2	2	4	37	14	—	74	88	125
生物工学科	1	4	4	4	4	6		23	4	2	2	2		4	37	40	—	48	88	125
電気電子工学科	1	2	2	2	2	14		23	4	2	2	2		10	43	16	—	66	82	125
知能情報工学科	1	2	2	2	2	12	8	21	6	—	—	2	4	8	37	20	—	68	88	125

\*1: 履修すべき基礎科目群は、各学科ごとに指定する(表2参照)

## 教養科目群の履修に関する事項

教養科目群の同じ主題の履修単位の上限は6単位とする。各主題のゼミナール形式の授業は全体で2単位までとする。

留学生については、所属する学部学科の履修要件が適用されるが、日本語は外国語の単位に、また日本事情の単位は、教養科目群の単位に、それぞれ振り替えることができる。

夜間主コースの学生は、後期に限り昼間コースの教養科目群の2授業科目4単位まで履修することができる。

化学応用工学科を除く夜間主コースの学生が、所要単位数を超える外国語科目を修得した場合の超過単位は、4単位を上限として教養科目群の単位に含めることができる。

化学応用工学科夜間主コースの学生が、所要単位を超える外国語科目を修得した場合の超過単位は6単位まで、所要単位を超える基礎科目を修得した場合の超過単位は8単位まで、教養科目群の単位に含めることができる。ただし、外国語科目の超過単位と基礎科目の超過単位を合わせて、8単位を超えて教養科目群の単位に含めることはできない。

化学応用工学科および生物工学科の夜間主コースの学生が、所要単位を超えて修得した教養科目群の単位は、10単位まで専門科目の選択単位に読み替えることができる。

## 外国語の履修に関する事項

### ● 英語の履修に関して

- 夜間主コースの電気電子工学科については、基盤英語を1単位、主題別英語を1単位、発信型英語を2単位履修することを標準とする。
- 夜間主コースの建設工学科・機械工学科・知能情報工学科については、基盤英語を2単位、主題別英語を2単位、発信型英語を2単位履修することを標準とする。
- 夜間主コースの化学応用工学科については、英語とドイツ語にわたって選択することとなっているので、基盤英語を2単位を履修し、主題別英語、発信型英語及びドイツ語入門から4単位を履修することを標準とする。
- 夜間主コースの生物工学科は基盤英語を2単位、主題別英語を2単位、ドイツ語入門を2単位履修することを標準とする。
- 時間割は標準の履修に対して組まれている。標準の時間割に依らない選択の場合は、時間割上選択に困難を生ずることがある。
- 英語の履修については、次の制限がある。基盤英語及び発信型英語はそれぞれ2単位を超えて履修はできない。また、主題別英語2単位で発信型英語2単位を代替することはできる。

### ● 初修外国語の履修に関して

- 初修外国語2単位を履修する学科の学生は、初修外国語の入門クラスを2単位履修する。
- 初修外国語4単位を、1つの初修外国語を4単位のくくりとして履修する学科の学生は、1つの初修外国語の入門クラスを2単位、その後初級クラスを2単位履修する。
- 初修外国語4単位を、1つの初修外国語を2単位のくくりとして履修する学科の学生は、1つの初修外国語の入門クラスを2単位、その後初級クラスを2単位履修することができる。  
あるいは、2つの初修外国語の入門クラスを2単位ずつ履修することもできる。
- 時間割は標準の履修に対して組まれている。標準の時間割に依らない選択の場合は、時間割上選択に困難を生ずることがある。

## (b) 履修手続及び試験等について

### 専門教育科目の履修手続

1. 履修科目登録は指定の期間内（時間割表に記載）に、学内 LAN の接続してあるパソコンから WEB 画面により登録して下さい。
2. 履修科目登録をしていない場合は、単位を修得することはできません。
3. 履修科目登録の内容を変更する場合は以下の期限（詳細は別途掲示）内に変更の申請をしてください。

・ 通年科目，前期科目，第 1 クォータ科目	4 月下旬
・ 第 2 クォータ科目	6 月上旬
・ 後期科目，第 3 クォータ科目	10 月中旬
・ 第 4 クォータ科目	12 月上旬

### 他学部等授業科目の履修

1. 他学部等授業科目を履修しようとする場合は、所属する学科の教務委員の承認を得て、所定の「他学部・他研究科授業科目履修願」、「工学部他学科・工学研究科他専攻授業科目履修願」を前・後期とも、それぞれ学年暦の授業開始日から 1 週間以内に工学部学務係へ提出すること。  
（設備その他の理由で実験、実習及び製図等については、許可しません。）
2. 上記履修願を提出して修得した単位は、各学科が定める範囲において卒業に必要な選択単位数に含めることができます（教育課程表の注を参照すること）。

### 試験について

1. 試験期間は設定しないので、授業担当教員の指示に従ってください。
2. 試験の結果は、原則として前期については 10 月上旬、後期については翌年度 4 月上旬に学科を通して学生に配布します。
3. 欠席時数の多い学生には、担当教員から注意を与え、その授業科目の受験資格を与えないことがあります。
4. 再試験は学科によって行なわないこともあります。行なう場合でも、原則として当該学期内に行なわれますので、詳細は学科の方針に従ってください。
5. 試験における不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。
  - (a) 授業科目修了の認定に関する試験（追試験・再試験を含む。）で不正行為（ほう助を含む。）をした者に対しては、学則第 52 条の規定により懲戒処分を行います。
  - (b) 試験において不正行為をした者に対しては、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し、改めて所定の授業科目を履修させます。

## 成績評価の方式について

成績の評価は、定期試験や授業への取り組み状況、レポートなどの提出状況、小テストの点数等を考慮して総合評価を行います。

## 長期履修制度について

職業を有している学生に、標準修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認め、その在学期間中の授業料の負担を軽減する長期履修制度があります。夜間主コースに入学後1年以内の者で、申請時において正規職員として6ヶ月以上勤務している者で、長期履修の申請を希望する者は、所属学科の担任教員に相談してください。申請の時期は、前期の教育課程修了後から2月末日までです。

## クォータ制度、オフィス・アワー制度について

- クォータ制度は、新工学教育プログラムの導入に伴い、平成13年度から、教育効果の向上を目指して本格的に実施しています。クォータ制度とは、前・後期をさらに2期ずつに分け、四半期当たりの履修科目を前・後期制に比べて半分に減らす代わりに、授業回数を倍に増したものです。このシステムによって、学生が短期間で集中的に学習できるようにし、理解を深める制度です。
- オフィス・アワー制度は、教員が特定の曜日の特定の時間を学生と接触できるようにし、授業中に生じた疑問などを解決する相談制度ですが、加えて生活上の困ったことなど気軽に相談する制度です。この制度を活用して学生生活をより充実したものにしてください。実施日程及び詳細は各学科の掲示板に掲載されますので、その指示に従ってください。

## 放送大学との単位互換について

放送大学の授業科目を履修し単位認定を希望する場合は、特別聴講学生として履修する必要があります。本学から放送大学へ一括して申請しますので、履修に際しては、事前に工学部学務係または学務部学務課で相談して下さい。

- 全学共通教育科目  
放送大学の授業科目を8単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができます。
- 専門教育科目  
放送大学の授業科目を4単位まで卒業に必要な選択科目の単位に含めることができます。  
なお、学科によっては放送大学との単位互換は行わないので注意してください。

## 5 大学との単位互換について

山形大学、群馬大学、徳島大学、愛媛大学及び熊本大学の各工学部等間において学生の単位互換に関する覚書を締結しており、派遣や受講等の他大学の特徴ある科目の受講ができます。詳細は、学務係へ問い合わせてください。



### 中国・四国地区国立大学工学系学部相互間の単位互換について

平成14年度より相互大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として徳島大学工学部、鳥取大学工学部、島根大学総合理工学部、岡山大学工学部、同環境理工学部、広島大学工学部、山口大学工学部、香川大学工学部、愛媛大学工学部が、他の大学で取得した単位も認める単位互換制度を導入しています。これにより学生は、自分が在籍している大学にはない講義を受講できるメリットがあります。履修できる科目は、各大学における全ての専門教育科目です。授業内容・日程を各大学のホームページ等で確認し、履修登録手続等については学務係で確認して下さい。なお他大学で取得した単位の扱いは学科によって異なりますので、各学科教務委員へも問い合わせてください。

### 阿南工業高等専門学校との単位互換について

徳島大学工学部は、阿南工業高等専門学校と単位互換に関する覚え書きを締結しており、阿南高等専門学校で開講されている授業を履修することができます。履修を希望する学生は、各学期の履修登録期間の始まる前に、学務係にて履修登録手続等を確認すること。なお、修得した単位は卒業に必要な単位に含めることができます。

### 昼間コース授業科目の受講について

1. 夜間主コースの学生は、専門教育科目について30単位を限度として昼間コース授業科目の履修が認められていますので、昼間コース授業科目の受講を希望する学生は、受講許可願を前・後期とも、それぞれ学年暦の授業開始日から1週間以内に学務係へ提出すること。
2. 昼間コース授業科目受講許可願を提出していない場合は、単位を修得することはできません。

### 履修科目数上限制・学年制について

- 履修科目数上限制が設けられています。履修科目の上限単位数は学科及び学年ごとに異なりますので、所属する学科の上限規定を見てください。
- 学年制が適用されます。各学科及び学年ごとに進級規定がありますので、所属する学科の進級規定を熟読してください。

上記において、履修手続及び試験等についてのごく一般的な事項を説明しました。なお、詳細については各学科の教育内容と履修案内を熟読するようにしてください。

表4 基礎科目群(夜間主コース)

学 科	授業科目名	授 業 題 目	単位数	計
建設工学科	基礎数学	線形代数学 I	2	10
	"	" II	2	
	"	微分積分学 I	2	
	"	" II	2	
	基礎物理学	基礎物理学 f・力学	2	
機械工学科	基礎数学	微分積分学 I	2	6
	"	" II	2	
	基礎物理学	基礎物理学 f・力学	2	
化学応用工学科	基礎数学	微分積分学 I	2	選択必修
	"	" II	2	4
	基礎物理学	基礎物理学 f・力学	2	
生物工学科	基礎数学	微分積分学 I	2	選択必修
	"	" II	2	4
	基礎物理学	基礎物理学 f・力学	2	
電気電子工学科	基礎数学	線形代数学 I	2	10
	"	" II	2	
	"	微分積分学 I	2	
	"	" II	2	
	基礎物理学	基礎物理学 f・力学	2	
知能情報工学科	基礎数学	線形代数学 I	2	8
	"	" II	2	
	"	微分積分学 I	2	
	"	" II	2	



#### 4) 学科の教育内容と履修案内

もの作り創造システム工学系

⇒ 建設工学科

⇒ 機械工学科

物質生命工学系

⇒ 化学応用工学科

⇒ 生物工学科

コンピュータ工学系

⇒ 電気電子工学科

⇒ 知能情報工学科

⇒ 光応用工学科

## 5) アウトカムズ評価について

アウトカムズ(outcomes)ということばを、諸君はまだ聞き慣れないと思います。アメリカから導入された概念で、アウトプット(output)に対して用いられることばです。アウトプットとは、たとえば60点以上の得点を取ってその教科の単位を獲得し、所定の単位数をそろえて卒業するということですが、アウトカムズは単に単位をそろえるというのではなくその中身をいいます。大学で学習したことがどれだけ実際に身について、それがいかに有効に利用できるかということであり、諸君の学習の質とその成果を指します。工業技術者として活躍するのに必要な基礎学力、応用力や指導力、また、工業技術者としての見識、判断力、コミュニケーション力、倫理観など総合的にものを見る力を指します。あるいは、新しい課題を探求する能力、その課題を解決するための対応策を企画・立案し実行する能力、また、グループを指導する能力ということもできます。

工学部の教育は各学科の教育理念にしたがってさまざまな目標があります。その目標に向かって教育プログラムが組まれ、4年間の教育を経過することにより、それぞれの分野で活躍できる技術者に成長できます。また、諸君も大学に入学してそれぞれの目標を持っていることでしょう。4年間の学習によって、そのように設定された目標にどれだけ近づいたかという達成度をもってアウトカムズということもできます。ただ、その目標が大学を卒業して社会に貢献できる技術者としての高い目標でなければならないことは言うまでもありません。いずれにしても、アウトカムズそのものがかなり抽象的な意味合いをもち、目で見えないような尺度であることは間違いありません。単に多くのことを知っているということではなく、知識を基礎にして新しい問題に挑戦しそれを解決していく知恵といえましょう。知恵を育むことが大学教育でもっとも大切にしているところなのです。

工学部では新しい工学教育に向けての改革の中で、社会の動向や入学してきた学生の質を考慮して、諸君のアウトカムズをいかに高めるかという教育方法を模索しています。これまではアウトプットを中心に学生の学習能力を評価してきたのに対して、これからはアウトカムズを中心とした評価を行います。これをアウトカムズ評価といいます。一夜漬けで勉強して解答を覚え、あるいは友達の解答のコピーを丸暗記して試験に向かっても、試験が終わればすぐに忘れ去ってしまうといった経験があることでしょう。合格点をもっても実力としては何もついていません。日頃の定常的な学習の積み上げが着実に自分の基礎を築き、少しずつ応用力を高めていきます。工学部では、そのような日常の学習態度とその中身を評価して諸君の4年間の向上の度合いを観察します。

## 6) 成績評価システムについて(点数評価および GPA 評価)

諸君の成績を評価するのに二つの方法があります。点数評価と GPA 評価です。点数評価は 100 点満点に対して何点獲得したかということであり、徳島大学では 60 点以上で合格、それ未満では不合格ということになります。また、60 点以上とったものについて、80 点以上を優、79 点から 70 点までを良、69 点から 60 点までを可に区分します。60 点というのは最低基準であり、合格したからといってその教科で学んだことを自由に使いこなせるというわけではありません。やはり、優を目指して日頃の学習を怠らないようにすべきでしょう。

つぎに、GP(Grade point) という概念を紹介しましょう。GP とは 100 点満点で評価したときの得点を  $P_t$  として

$$GP = \frac{P_t - 50}{10}$$

で定義し、小数点以下一桁まで表示します。ただし、 $P_t < 60$  の場合は不合格ですから  $GP = 0$  と決めておきます。すなわち、合格最低点の 60 点が  $GP = 1.0$  であり、100 点満点が  $GP = 5.0$  に相当します。こうして諸君の受講したそれぞれの科目に対して GP の値が計算されます。

さらに、GPA(Grade Point Average) をつぎの平均式で定義します。科目  $i$  の GP を  $GP_i$ 、その科目の単位数を  $n_i$ 、履修登録した単位数の合計を  $N = \sum_i n_i$  とすると、GPA は次式であらわされます。

$$GPA = \frac{\sum_i GP_i \times n_i}{N}$$

ただし、平均をとるために「履修登録した単位数の合計」で割っていることを特に注意してください。履修登録はしたけれど途中でその科目を放棄してしまうとすれば、その科目の GP を 0 と数えて平均をとるから GPA は思った以上に低くなります。履修登録数が多すぎて日頃の学習に耐えられなくなり、授業は適当に出席して試験を受けたものの思った得点が得られなかったりした場合も GPA は低くなります。GPA は諸君が履修登録した全科目の GP 得点を平均したものであり、GPA が 5.0 に近ければ学習の成果がよく、1.0 に近ければ合格はしたもののその中身が薄いと評価されます。もちろん、GP 得点に 0 が多いと GPA が 1.0 以下になることもあり得ます。GPA が 1.0 以下になれば大学生としての資質を失いかねないでしょう。自分の目標をしっかり定めて、学期のはじめに十分な学習計画のもとにどの科目を選択するかを決めるべきです。

諸君の GPA は、毎学期の終了後に配布される成績通知票に記載されています。GPA が高得点の人は、履修単位の上限が緩和される(学科によります)など、その他、奨学金、表彰、大学院への推薦に考慮されるなど、様々な成績評価の指標に用いられています。

このように、日常の学習と最終試験結果を総合して、各科目の GP に基づき GPA を明らかにして学習成果を評価し、諸君のアウトカムズを高めるように学習指導をする仕組みを GP 評価システムと呼んでいます。アウトカムズは日常の学習努力によって積み上げられていきます。したがって、GPA 評価の基礎になっている  $P_t$  の値は単に期末試験の得点のみで評価されるものではありません。日常の授業の中で、レポートや小テスト、また教室での発表や討論など、さまざまな記録によって総合的に評価がなされます。予習と復習を通じて 1 単位分に 45 時間の学習がしっかりなされているかどうかはその評価の鍵になります。教室で学習したことを忘れないうちに自分でもう一度整理し、理解できなかったことがらを自己学習により確実に明らかにし補足していくことが大切です。そのために図書館があり、オフィスアワーがもうけられ、また、君のとなりには友人もいることでしょう。これらを活用して常に自分で学習する能力を付けることを心がけてください。

## 7) 教育職員免許状取得について

高等学校教諭一種免許状(工業)を取得しようとする者は、以下のとおり単位を修得し卒業する必要があります。

### 1. 昼間コース

#### 教育教員免許状修得必要科目一覧

(昼間コース)

教職課程 基礎科目	必要単位	建設工学科	機械工学科	化学応用工学科	生物工学科	電気電子工学科	知能情報工学科	光応用工学科
日本国憲法	2単位	憲法と人権I 憲法と人権II			2単位 2単位			
体育	2単位	ウェルネス総合演習			2単位			
外国語 コミュニケーション	2単位	英語(基礎英語) 英語(基礎英語) 英語(主題別英語) 英語(主題別英語) 英語(発信型英語)			1単位 1単位 1単位 1単位 2単位			
情報機器の 操作	2単位	情報処理 (2単位) 情報科学入門 (2単位)	C言語演習 (1単位) CAD演習 (1単位) メカトロニクス 実習 (1単位) 情報科学入門 (2単位)	電子計算機概論及 び演習(2単位) 情報科学入門 (2単位)	電子計算機概 論及び演習 (2単位) 情報科学入門 (2単位)	プログラミング 演習1(1単位) プログラミング 演習2(1単位) コンピュータ入門 (1単位) 情報科学入門 (2単位)	コンピュータ 入門1(2単位) コンピュータ 入門2(2単位)	プログラミング 言語及び演習 (2単位) 情報科学入門 (2単位)
専門教育科目	59単位	各学科教育課程表の※印の科目(ただし職業指導4単位含む)						
職業指導	4単位	職業指導			4単位			

#### <注意>

1. 職業指導4単位は、卒業資格単位に含みません。
2. 全学共通教育科目の「憲法と人権I」、「憲法と人権II」は、昼間にのみ開講する科目です。なお、夜間主コース学生は、後期に開講する昼間科目を、2科目4単位まで履修可能です。
3. 「憲法と人権(憲法入門)」は夜間主コース学生対象の科目で、隔年の開講を予定しています。開講年度に注意して受講計画を立てること。

4. 知能情報工学科は、全学共通教育科目の情報科学入門が必修ではありませんので、工学部専門教育科目の「コンピュータ入門1」(必修2単位)が情報機器の操作2単位に相当します。
5. 各学科で指定する専門科目は、各学科の教育課程表において「 」の付された科目です。
6. 教員免許状取得のための全ての科目の単位の、認定により修得した単位は、10単位までしか含めることができません。また在学中に、一度修得した単位を改めて修得しなおすことはできません。
7. 教育職員免許状取得一括申請について、11～12月頃に掲示します。卒業予定者で免許状を希望する者は、掲示に注意すること。なお、申請にかかる手続きについては就職支援室にて確認すること。
8. 上記を除く不明な点については、学務係に照会すること。

## 2. 夜間主コース

## 教育教員免許状修得必要科目一覧

(夜間主コース)

教職課程基礎科目	必要単位	建設工学科	機械工学科	化学応用工学科	生物工学科	電気電子工学科	知能情報工学科
日本国憲法	2単位	憲法と人権 2単位					
体育	2単位	ウェルネス総合演習 2単位					
外国語コミュニケーション	2単位	英語(基礎英語) 1単位 英語(基礎英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(発信型英語) 2単位	英語(基礎英語) 1単位 英語(基礎英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(発信型英語) 2単位 ドイツ語入門 1単位 ドイツ語入門 1単位 ドイツ語初級 1単位 ドイツ語初級 1単位	英語(基礎英語) 1単位 英語(基礎英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(発信型英語) 2単位	英語(基礎英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(発信型英語) 2単位	英語(基礎英語) 1単位 英語(基礎英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(発信型英語) 2単位	英語(基礎英語) 1単位 英語(基礎英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(主題別英語) 1単位 英語(発信型英語) 2単位
情報機器の操作	2単位	情報処理(2単位) 情報科学入門(2単位)	C言語演習(1単位) CAD演習(1単位) 情報科学入門(2単位)	電子計算機(2単位) 情報科学入門(2単位)	電子計算機(2単位) 情報科学入門(2単位)	プログラミング言語1(1単位) プログラミング言語2(1単位) 情報科学入門(2単位)	コンピュータ入門1(2単位) コンピュータ入門2(2単位)
専門教育科目	59単位	各学科教育課程表の※印の科目(ただし職業指導4単位含む)					
職業指導	4単位	職業指導 4単位					

## &lt;注意&gt;

1. 職業指導4単位は、卒業資格単位に含みません。
2. 全学共通教育科目の「憲法と人権Ⅰ」、「憲法と人権Ⅱ」は、昼間にのみ開講する科目です。なお、夜間主コース学生は、後期に開講する昼間科目を、2科目4単位まで履修可能です。
3. 「憲法と人権(憲法入門)」は夜間主コース学生対象の科目で、隔年の開講を予定しています。開講年度に注意して受講計画を立てること。
4. 知能情報工学科は、全学共通教育科目の情報科学入門が必修ではありませんので、工学部専門教育科目の「コンピュータ入門1」(必修2単位)が情報機器の操作2単位に相当します。
5. 各学科で指定する専門科目は、各学科の教育課程表において「 」の付された科目です。

6. 教員免許状取得のための全ての科目の単位の、認定により修得した単位は、10単位までしか含めることができません。また在学中に、一度修得した単位を改めて修得しなおすことはできません。
7. 教育職員免許状取得一括申請について、11～12月頃に掲示します。卒業予定者で免許状を希望する者は、掲示に注意すること。なお、申請にかかる手続きについては就職支援室にて確認すること。
8. 上記を除く不明な点については、学務係に照会すること。

## 8) 留学生向け日本語授業について

以下のとおり日本語授業を開講します。

受講資格	徳島大学留学生
場 所	工学部共通講義棟 3 F 留学生談話室 (OASIS)
開始日・期間	工学部留学生情報室ホームページ ( <a href="http://instw1.elh.tokushima-u.ac.jp/">http://instw1.elh.tokushima-u.ac.jp/</a> ) または留学生談話室 (OASIS) 入口にて掲載します。
授業内容	工学部留学生情報室ホームページ ( <a href="http://instw1.elh.tokushima-u.ac.jp/">http://instw1.elh.tokushima-u.ac.jp/</a> ) または留学生談話室 (OASIS) にてお渡しします。

日本語授業については、単位が出ませんのでご注意ください。



## 第2章

### 学生への連絡及び諸手続き

## 諸手続きの申込先

事務室の窓口業務時間は、平日(日・土・祝日を除く.)の8:30~17:00(12:00~13:00を除く)(昼間)と17:00~21:30(夜間)です。夜間の窓口業務は授業期間のみとなっていますので注意してください。

事務分掌は次のとおりとなっていますので、必要とする所要事項についてそれぞれ各担当係の窓口へ相談及び申込み等をしてください。

なお、工学部事務室の〔学務係〕は、諸証明発行申請などの事務のほか、諸君の相談窓口として遠慮せずに利用してください。

### 学務係

以下の事項については、学務係(共通講義棟1階)に申込み等を行ってください。

1. 各種証明書類
  - (a) 単位修得証明書
  - (b) 他大学受験許可書
2. 学生の入学・卒業及び修了に関する事
3. 成績管理に関する事
4. 授業関係及び期末試験等に関する事
5. 研究生及び科目等履修生等に関する事
6. 教員免許に関する事
7. 学位に関する事
8. 講義室の管理に関する事
9. 学生の休学・復学及び退学等に関する事
10. 転学部及び転学科に関する事

### 学務部

以下の事項については、学務部(共通教育B館1階・学生会館)に申込み等を行ってください。

1. 各種証明書類
  - (a) 学校学生生徒旅客運賃割引証
  - (b) 通学証明書
  - (c) 学生証
  - (d) 健康診断書
  - (e) 成績証明書
  - (f) 在学証明書
  - (g) 卒業見込証明書
  - (h) 修了見込証明書
  - (i) 卒業証明書
  - (j) 修了証明書
2. 各種奨学金に関する事
3. 入学料及び授業料免除に関する事
4. 学生の健康管理に関する事
5. 合宿研修及び課外活動に関する事
6. 学生の就職に関する事

## 学生への通知・連絡方法

大学が学生に対して行う一切の告示・通知・連絡等は、原則としてすべて掲示により伝えることとなっています。したがって、掲示板は諸君の学生生活と密接なつながりがあり、新しい掲示が次々に出されるので1日1回は、工学部掲示板（K棟1階の西側玄関ホール）及び各学科の掲示板を必ず見るように習慣付け、自己に不利益な結果を招かないようにしてください。

なお、掲示期間は1週間です。

また、平成17年度から「お知らせシステム」による電子化サービスも始まりました。こちらについても定期的な利用を習慣付けてください。なお、本サービスでは、個人の携帯電話等、頻繁に利用する連絡先メールアドレスを登録しておく事で、個別に通知を受け取る事も出来ます。

下記URLから利用できます。

<http://top.ait230.tokushima-u.ac.jp>

### 1) 学 生 証 担当 学務部学務課

学生証は学生の身分を証明するものですので、常時携帯してください。

試験の受験時、成績の受領時、附属図書館への入館、図書の見学・借出、学生割引乗車券及び定期券の購入時等のすべてにわたり、身分の確認に必要です。また、本学の教職員より提示請求があった場合はいつでも提示してください。

万一、汚損又は紛失した場合は直ちに所定の手続きを取り再交付を受けてください。

## 2) 各種証明書の発行

各種証明書の発行申請については、所定の『証明書交付願』により必要とする日の3日前（申請日，日，土曜日及び祝日は除く。）までに、手続きをしてください。

“証明書交付願”等の必要関係書類は担当係で交付を受けてください。

### 1. 学生旅客運賃割引証（学割証） 担当 学務部学務課

学割証は、修学上の経済的負担の軽減と学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制度です。学務課にある証明書自動発行機により入手できます。この制度を十分に理解し、他人に譲渡したり不正使用等を絶対しないでください。

(a) 年間10枚を限度として使用できます。

(b) 学割証の発行は、原則として次の目的により旅行する場合です。

- 休暇等による帰省
- 正課の教育活動（実習を含む。）
- 課外活動
- 就職又は進学のための受験等
- 見学又は行事等への参加
- その他大学が修学上適当と認めた教育活動

### 2. 通学証明書 担当 学務部学務課

- 通学定期券購入のみに発行します。
- 通学以外のアルバイト等には使用しないこと。

### 3. 在学証明書，成績証明書等 担当 学務部学務課

在学証明書，成績証明書，卒業見込証明書  
教務課にある証明書自動発行機により入手できます。

### 4. その他必要とする証明書

その都度，担当係へ相談してください。

### 3) 休学, 復学, 退学等の手続き

休学, 復学, 退学等を希望する学生は, 就学上いろいろな問題が生じるので事前に, 必ず各自の所属する学科のクラス担任又は学生委員とよく相談して, 生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

学生 → 所属学科のクラス担任又は学生委員に相談 → 学務係で所定用紙の交付を受ける  
→ 願出用紙に所属学科の認印 → 学務係へ提出 (希望日の一ヶ月以上前に提出すること)

#### 1. 休 学

- (a) 疾病その他一身上の都合により2か月以上就学できないときは, 医師の診断書(疾病)又は詳細な理由書(一身上の都合)を添えて学長に願い出て, その許可を受けて休学することができます。
- (b) 休学は, 1年を超えることはできません。ただし, 特別な理由がある者には更に引き続き1年以内の休学を許可することがあります。
- (c) 休学期間は, 通算して4年を超えることはできません。
- (d) 休学期間は, 在学期間に算入しません。

注) 休学者の授業料

休学を許可された者は, 授業料について次の措置がとられます。

ア 休学願の受理された日が3月, 4月, 9月又は10月の場合は受理日の翌月から休学期間に応じた月割計算による授業料が免除されます。

イ 休学願の受理された日がア以外の月の場合は, 受理日の属する期の授業料は徴収されます。

ウ 納付済の授業料は返還されません。

#### 2. 復 学

休学期間中にその理由が消滅した時は, 学長の許可を得て復学することができます。ただし, その理由が疾病による場合は医師の診断書を必要とします。

#### 3. 退 学

退学しようとする時は, 退学願に詳細な理由書を添えて提出し, 学長の許可を得なければなりません。退学願を提出するその学期の授業料未納者は, 退学願は提出できません。

注) 退学者の授業料

退学しようとする者は, 退学を許可された日の属する期の授業料は徴収されます。

#### 4. 除 籍

次の各項目の一に該当した場合は, 教授会の議を経て学長が除籍します。

- (a) 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって, 納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者。
- (b) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り, 催告しても, 納付しない者
- (c) 学則に定める在学期間を超えた者(工学部は通算で8年間)
- (d) 学則に定める休学期間を超えた者(工学部は通算で4年間)
- (e) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

#### 5. 他大学受験について

本学部にて在籍して他大学の受験を希望する者は, 事前に『他大学受験許可願』を提出して, 受験許可を受けなければなりません(許可書の発行までには2週間を必要とします)

- 受験の結果は, 速やかに所属学科のクラス担任又は学生委員に報告すること。
- 合格した大学へ入学する場合は, 直ちに退学の手続きをすること。

#### 6. 改姓(名)届

変更があれば, 直ちに所定の届出用紙により報告してください。

## 4) 転学部・転学科

希望者は転学部願又は転学科願を提出し、当該学部の教授会の議を経て学長が許可することがあります。

転学部 → 事前に希望する学部の担当係へ相談すること。

転学科 → 毎年12月下旬に掲示する。

## 5) 試験における不正行為に対する措置要項

試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、絶対してはいけません。

不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。

1. 授業科目修了の認定に関する試験（追試験・再試験を含む。）で不正行為（ほう助を含む。）をした者に対しては、学則第52条の規定により懲戒処分を行います。
2. 試験において不正行為をした者に対しては、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し、改めて所定の授業科目を履修させます。

## 6) 成績評価等に関する申し立て

成績評価の疑義がある場合は、下記の方法で申し立てができます。授業に関する申し立ても下記と同様の方法によってください。

### 1. 授業担当教員への申し立て

成績評価等について疑義がある場合、まず、授業担当教員に申し出てください。担当教員は、試験等資料を保管していますので、確認を行い、必要に応じて訂正等を行うことになっています。

### 2. 学科教務委員等による相談・調停

成績評価等の疑義に関する問題が、授業担当教員との協議では解消しない場合は、各学科の教務委員に相談してください。授業担当教員が教務委員である場合は学科長、学科長も関係者の場合は、学科長代理、学生委員の順に適切な教員を選択して、相談してください。

上記の相談を受けた教員は、事実の確認等を行い、担当教員との話し合いを通じて、問題の解決を図ることとなっています。

## 7) 授業料納付, 免除制度及び奨学金制度

### 1. 授業料納付

授業料は, 前期分(4月~9月)と後期分(10月~3月)に区分し, 次の期間に納付してください(入学手続きの際に納付した者は除く.)

前期分 → 4月1日から4月30日まで(新入生にあつては, 入学許可日から4月30日まで)

後期分 → 10月1日から10月31日まで

納付方法 → 授業料代行納付(預金口座からの引落としによる納付)

### 2. 授業料免除制度

奨学援助の方法として, 授業料免除の制度があります。これは経済的な理由によって授業料の納付が困難であり, かつ, 学業優秀と認められる者, また, 各期ごとの納期前6ヶ月(新入生は1年)以内での学資負担者の死亡もしくは風水害等の災害を受け, 授業料の納付が困難であると認められた場合には, 前期・後期ごとに選考のうえ, 授業料の全額または半額が免除されます。

なお, この制度の適用を受けるためには授業料免除申請手続きが必要です。

手続き方法については, 各学部・学務部及び全学共通教育の掲示板に, 前期分は2月上旬, 後期分は7月上旬に掲示するので注意してください。

### 3. 奨学資金制度

#### 《日本学生支援機構》

日本学生支援機構は, 人物, 学業ともに優秀かつ健康であつて, 学資の支弁が困難と認められる者に対して, 貸与し, 人材の養成と教育の機会均等の実現を図ろうとするものです。

奨学金の種類には『第一種奨学金(無利子)』及び『第二種奨学金(有利子)』があります。

奨学生の募集については, その都度学生用掲示板に掲示しますが, 春の定期募集は4月にあります。

注 1. 奨学生は, 「奨学生のしおり」を熟読し, 奨学生としての責務を果たし, 異動等が生じた時は速やかに所定の手続きをとること。

#### 2. 奨学金継続願の提出

奨学生は, 毎年所定の月(2~3月頃)に継続願を提出し, 審査を受ける必要がある(変更される場合があるので, 掲示を注意して見ること。)これを怠ると, 奨学生の資格を失うので注意すること。

#### 《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月~5月頃あるので, 学生用掲示板を見てください。



## 8) 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、事故通知はがき(学生会館にあります)により保険会社へ届け出てください。事故の日から30日以内に届け出のない場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

## 9) 学生金庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては学務部学務課(学生後援会)へ相談してください。

1. 貸し付け限度額は10口(1口 10,000円)までとします。
2. 貸し付け期間は、貸し付け日より60日以内とします。
3. 貸付金は無利子・無担保とします。

## 10) 住所変更届

学生への連絡は、原則として掲示によるが、緊急を要する場合の連絡等に必要とするので変更があれば直ちに届け出てください。保証人が住所変更した時も同様に『保証人住所変更届』により届け出てください。

## 11) 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えないときに限り、使用許可を受けたのちに課外活動等に使用することができます。使用許可申請は、使用日の3日前までとします。

## 12) 健康管理

定期健康診断は、保健管理センターの実施計画に基づき、附属病院医師の協力を得て実施しています。

毎年4月下旬から5月下旬にかけて学部学年ごとに日を決めて行っています。これは、学校保健法で定められているものですから必ず受診してください。

## 13) 交通事故の防止

最近、学生の交通事故が多発しています。

本学学生の中にも、交通事故の当事者となり、身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来している者がいるので、交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。

また、工学部では交通事故防止、良好な教育・研究環境を保持するため、以下のような自動車通学、構内におけるオートバイの走行、オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているので、厳守してください。

駐輪場及び駐車場は別添配置図を参照のこと。

下記の項目を守ってください。

1. オートバイは、通学登録をし所定の『ステッカー』を貼った車両のみ入構を許可し、専用出入口から入構し、専用駐輪場に整然と駐輪してください。また、構内の走行は禁止します。

駐輪及び走行違反を繰返す車両は、許可を取り消します。

オートバイの登録については、所属学科の交通安全対策委員へ申請してください。

2. 自転車は、必ず所定の専用駐輪場に整然と駐輪してください。

建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰返した場合には乗入れを禁止します。

3. 自動車通学は、原則として禁止します。

正当な理由により登録して許可された車は、専用駐車場へ駐車してください。

万一、交通事故が発生した場合は、当事者は加害者・被害者を問わずその所属学科のクラス担任及び学生委員に事故の内容を報告するとともに、交通事故報告書を学務部学生課へ届け出てください。

## 14) その他

1. 学生の電話口への呼び出しは一切行わないので、家族、知人等にも周知しておいてください。
2. 学生個人宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。
3. すべての建物内での喫煙は禁止します。喫煙は、屋外の指定場所で行ってください。
4. 盗難には十分注意し、貴重品等の所持品は、自己管理してください。
5. 学内における交通事故、盗難被害、遺失物及び拾得物は、速やかに学務係まで届け出てください。
6. 火気には十分に注意してください。

## 第3章

### 学生の人権・教育相談等のための体制

## 1) セクシュアル・ハラスメントの発生防止のために

教育の現場において、セクシュアル・ハラスメントは決してあってはならないことですが、教員と学生との間、職員と学生との間、上級生（院生）と下級生との間等には教える側と教えられる側 といいわば上下関係または力関係があることにより、セクシュアル・ハラスメント問題が発生する恐れがあります。

学生は、自らがセクシャル・ハラスメントの被害にあわない、引き起こさないという問題意識を常に持ち続けることが、社会人となって仕事をする上でも、また、21世紀の我が国の男女共同参画社会の実現のためにも重要です。

工学部では、セクシュアル・ハラスメント問題が発生しない教育環境の中で学生が教育を受けることができるよう人権・教育相談体制を整備し、次のようなセクシュアル・ハラスメントに対するガイドラインを設けました。

工学部では、学生のためのセクシュアル・ハラスメントに対する相談室を設けております。セクシュアル・ハラスメントは巧妙に行われ、罪がないように見える場合もあります。相談室では、プライバシーは厳重に守られておりますので、もしあなたがセクシュアル・ハラスメントの被害にあったら迷わずに相談室に相談してください。相談員はいつでも相談に応じますので、下記の電話番号に電話をするか、直接相談員に面会してください。

### セクシャルハラスメント・相談室

相談員 : 村上理一 (Tel: 656-7392), 本仲純子 (Tel: 656-7409),  
辻 明彦 (Tel: 656-7526), 真田純子 (Tel: 656-7578)

セクシュアル・ハラスメントとされる行為には、次のようなものがあります。

#### 1. 言葉によるセクシュアル・ハラスメント

例) 講義の最中、A教授はいつも卑猥な冗談を言う。女子学生の一人が笑わないでいると、「君には冗談が通じないね」と一言。彼女は抗議したいが成績評価が悪くなるのを恐れて我慢している。

言葉によるセクシュアル・ハラスメントとしては、「いかがわしい冗談」の他にも「固定的な性別役割意識に基づく言葉」や「肉体的な外観、性行動、性的好みに関する不適切な言葉」などがあります。性的なからかい、冷やかし、中傷などもこれに相当します。

#### 2. 視線・動作によるセクシュアル・ハラスメント

例) 実験室のB助教は、個別指導の最中にある女子学生の手を握った。学生はショックで動くことができなかった。それからというもの、実験の最中に彼はじっと彼女を見つめるようになった。彼女が気付くと目配せをする。彼女は悩み続け、ストレスから勉学意欲もなくなってしまった。

この種のハラスメントは軽く判断されがちです。しかし、それを受ける被害者自身にとっては大きな苦痛であり、精神的なストレスになる場合があります。

#### 3. 行動によるセクシュアル・ハラスメント

例) 卒業指導の最中に、ゼミのC教授はある女子学生をデートに誘った。彼女が誘いを断ると「指導する気がなくなった。あなたは本当に卒業したいのですか。」と含みのある言葉を返した。彼女は卒業ができなくなるかもしれないという予期せぬ事態に狼狽した。

例) D教授は、コンパの席ではいつも女子学生を自分の隣に座らせ、酒の酌をさせている。女子学生は、D教授の機嫌を損ねないように笑顔で受け答えをしているが、心の中では激しい嫌悪感を感じている。

例) EとFは同じ研究室の大学院生である。EはFに交際を申し込んだが断られた。しかしEは諦めない。Fに毎晩電話をし性的な言葉を投げかける。留守電に性的な意味を含んだメッセージを入れる。最近ではFの後をつけ回し始め、Fはすっかりおびえてしまっている。

ここに挙げた例以外にもいろいろなセクシュアル・ハラスメントが考えられます。

## 2) アカデミック・ハラスメントの発生防止のために

アカデミック・ハラスメントも重大な人権侵害です。それは就学の場で「指導」、「教育」または「研究」の名を借りて、嫌がらせや差別をしたり、人格を傷つけることです。例えば、

- \* 相手によって差別したり、必要以上に厳しく指導したりする。
- \* 「おまえはやっぱりダメだ」と全てを否定する言い方を繰り返す。
- \* 指導の際に「大学をやめろ」とか、「卒業させない」と言う。
- \* 女性に対して差別的言動や処遇をしたり、指導を放棄したりする。

セクシュアル・ハラスメントもアカデミック・ハラスメントも、教員と学生の間だけではなく、サークルやゼミの先輩と後輩、同級生同士であっても許されません。

その他に「一気飲みの強要」や「ストーカー行為」も人権侵害となります。

### 3) 工学部における相談体制

学生は、将来の工学技術者に備えて工学部において専門科目を学ぶわけですが、さらに数多くの友人、先輩、あるいは後輩との課外活動、合宿研修あるいは学外行事を通じて、グループとしての共同活動並びに社会勉強を経験しながら人間的に成長し、自律した社会人となる準備をすることになります。しかし、いつも満たされた学生生活を送るわけではなく、学生は学業や進路の悩み事、人間関係の悩み事など多くの悩みを抱えることが少なからずあります。工学部では、このような学生生活における問題の解決に当たるために、各学科に教務委員、学生委員及びクラス担任を置き、学生の相談に応じております。それぞれの担当教員の氏名は、年度初めに掲示されることになっています。学生は、悩みを抱えた時には、学科の担当教員に相談してください。

また、工学部では、工学部全体として学生生活に対する学生支援のための「学びの相談室」があります。これは、学生が抱える学習上の悩みや相談に応じ、学生生活をより豊かなものとし、自立した技術者の育成を目的に工学部で設立されたものです。「学びの相談室」では、専門職員と各学科からのTAを配置し、相談内容によっては、下記の徳島大学の「学生相談室」や「保健管理センター」などとも連携をとりながら、よりきめ細かな相談体制に応じております。学習及び履修上の問題に対する相談、修学・進路・就職に対する助言、精神・身体的な悩みなどに対しても対応できるようにしています。相談の秘密は厳守されます。

このような相談体制で対応していますので、悩みを抱えた時には、一人で悩まないで、学科の担当教員や「学びの相談室」に遠慮なく気軽に相談に来るようにしてください。

学びの相談室：工学部共通講義棟3F（電話：656-9829）  
(e-mail: manabi1@kg.tokushima-u.ac.jp)

### 4) 学生相談室における相談体制

徳島大学には、学生相談室が設けられており、学業や進路上の問題、人間関係、自分の性格や行動についてなど、学生のさまざまな相談に各学部の教職員（学生相談員、人権問題相談員、カウンセラー、法律アドバイザー）また、学生相談室専任カウンセラーが対応しています。工学部からは8名の教員がその相談に当たっています。相談の秘密は厳守されますので、悩み事が生じた場合にひとりで悩むことなく、気軽に学生相談室を利用してください。学生相談室には受付担当者が常駐しています。相談のある学生は、まず学生相談室で相談内容を簡単に説明すると相談員の中からその内容に応じて相談員を紹介してもらえます。

学生相談室：共通教育棟B館1F（電話：656-7637）  
(e-mail: gkseisod@jim.tokushima-u.ac.jp)

## 第4章

### 工学部構内における交通規制実施要項



## 徳島大学工学部構内における交通規制実施要項

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学工学部構内(以下「構内」という。)における交通安全と無秩序駐車防止のために必要な事項を定め、もって教育・研究のための環境の維持、保全を図ることを目的とする。

(入構規制)

第2条 自動車(オートバイ(自動2輪及び原動機付自転車をいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)により入構できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 徳島大学工学部、徳島大学大学院先端技術科学教育部及び徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部(以下「本学部」という。)、附属図書館及び構内の学内共同利用施設に勤務する教職員で構内駐車場の駐車許可証(以下「駐車許可証」という。)の交付を受けた者
- (2) 本学部の学生及び研究生等で駐車許可証の交付を受けた者
- (3) 構内の福利厚生施設等に勤務する者で駐車許可証の交付を受けた者
- (4) 共同研究、研修等のため一定期間構内を訪れる者で駐車許可証の交付を受けた者
- (5) 非常勤講師として構内を訪れる者で駐車許可証の交付を受けた者
- (6) 商用のため定期的に構内を訪れる者で駐車許可証の交付を受けた者
- (7) 用務のため構内を訪れる者

(駐車許可申請の基準)

第3条 駐車許可申請の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 公共の交通機関を利用することが著しく困難である等の理由により自動車による通勤又は通学を必要とする者
- (2) 身体的理由により、自動車による通勤又は通学を必要とする者
- (3) その他、特別な事情により自動車による通勤又は通学を必要とする者

(駐車許可証の交付申請手続き)

第4条 前条各号の一に掲げる者で駐車許可証の交付を希望する者は、駐車許可証交付申請書(以下「交付申請書」という。)(様式1号)を徳島大学工学部構内交通安全対策委員会(以下「委員会」という。)へ提出するものとする。

(駐車許可証の交付決定等)

第5条 委員会は前条の交付申請書を審査し、構内駐車場の収容能力等を勘案して駐車許可証(様式2号)の交付を決定するものとする。

2 駐車許可証の交付が決定された者には、交付を受ける者の負担により、駐車許可証及びステッカーを発行する。

3 駐車許可証の交付を受けた者が申請内容に変更を生じたときは、速やかに届け出るものとする。

(許可証等の有効期限)

第6条 駐車許可証の有効期限は、交付を受けた当該年度内とする。

(駐車許可の失効)



第7条 転退職，卒業及び退学等により許可の理由が消滅したとき並びに許可の期限が過ぎたときは，速やかに駐車許可証及びステッカーを返却するものとする．ただし，駐車許可証及びステッカーの発行費用は返却しない．

(入構整理券の交付)

第8条 第2条第7号に掲げる者は，入構時に駐車整理員から入構整理券(様式3号)の交付を受け，出構時にこれを返却するものとする．ただし，タクシー，宅配車で短時間のものは入構整理券の交付を受けないで，駐車することを認めるものとする．

(特別整理券による出入構)

第9条 本学部の教職員，学生及び研究生等で臨時に入構しようとする場合には，あらかじめ特別整理券交付申請書(様式4号)を委員会へ提出するものとする．

(特別整理券の交付)

第10条 委員会は前条の交付申請書を審査し，特別整理券を交付するものとする．

(交通規制)

第11条 構内の交通規制の円滑な実施を図るため，自動車の構内への出入りは，正門のみとし遮断機(以下「ゲート」という。)により規制するものとする．

2 ゲートの作動時間は，終日とする．

(遵守事項)

第12条 自動車により入構し，構内を通行する者は，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない．

- (1) 歩行者の安全を確認し，交通標識及び標示に従うこと．
- (2) 構内は徐行運転とし，騒音の防止に努めること．
- (3) 指定された駐車場以外には駐車しないこと．
- (4) 駐車整理員の指示に従うこと．
- (5) 駐車許可証を他人に貸与若しくは譲渡し，又は記載事項の書き換えをしないこと．
- (6) ステッカーは，ルームミラー裏面に貼付すること．
- (7) 緊急事態，その他特別な事由で臨時の規制を実施する場合は，これに従うこと．

(オートバイによる入構)

第13条 通学及び通勤のためオートバイにより入構する者は，オートバイ通学・通勤許可申請書(以下「許可申請書」という。)(様式5号，様式6号)を委員会へ提出し，入構許可を得るものとする．

(オートバイによる入構許可)

第14条 委員会は，許可申請書を審査し入構を許可するものとする．

- 2 入構を許可された者にはステッカーを交付する．
- 3 入構許可の有効期限は，交付を受けた当該年度内とする．

(オートバイによる構内への入構)

第15条 オートバイによる構内への出入りは所定の通用門のみとし、他の通用門からの出入りは禁止する。

(遵守事項)

第16条 オートバイで入構する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐輪場とこれに至る道路として指定された範囲以外の構内への乗入れは禁止する。
- (2) 指定された駐輪場以外には駐輪しないこと。
- (3) 通用門から所定の駐輪場までは徐行運転とし、騒音の防止に努めること。
- (4) 駐車整理員の指示に従うこと。
- (5) 緊急事態、その他特別な事由で臨時的規制を実施する場合は、これに従うこと。

(違反者に対する措置)

第17条 この要項に違反したときは、駐車許可又は入構許可の取消し等の措置をすることができる。

(損害賠償の責任)

第18条 本学部及び附属図書館は、構内で発生した自動車等の盗難、損傷及びその他一切の事故について、その責を負わない。

附 則

- 1 この要項は、平成14年4月1日から実施する。
- 2 徳島大学工学部構内交通規制実施要項(平成元年12月7日工学部長制定)及び徳島大学工学部構内交通規制実施細目(平成元年12月7日工学部長制定)は廃止する。

附 則

- 1 この要項は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 平成18年3月31日に本学部に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 徳島大学工学部構内における交通規制実施要項の実施に関する申合せ

### ( 駐車許可申請の基準 )

1 駐車許可申請をすることができる基準は、次のとおりとする。

#### (1) 教職員

通勤距離が片道 4km を超える者で、かつ、自動車による通勤手当を受給している者

#### (2) 学 生

ア 昼間において授業を受ける徳島大学工学部及び徳島大学大学院先端技術科学教育部（以下「本学部」という。）の学生（研究生を含む。）については原則として禁止とするが、身体的理由、その他特別な理由がある者はこの限りでない。

イ 主として夜間において授業を受ける本学部の学生については、有職者で、かつ、住居及び職場からの通学距離が片道 4km を超える者

#### (3) 構内の福利厚生施設等に勤務する者

通勤距離が片道 4km を超える者で、自動車による通勤を必要とする者

#### (4) その他

身体的理由、その他特別な理由がある者

### ( 駐車許可証の交付申請 )

2 要項第 2 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号に掲げる者については総務係へ、同条第 2 号に掲げる者については学務係へ交付申請書をそれぞれ提出する。

なお、各コース長及び工学基礎教育センターは、当該コース及び工学基礎教育センターにおける同条第 4 号及び第 5 号に掲げる者について、年度当初に総務係へ届け出る。

### ( 許可証等の交付 )

3 駐車許可証及びステッカーは、前項の交付申請書を受理した担当係が駐車許可証及びステッカーの発行費用と引き替えに交付申請者に交付する。

### ( 発行費用 )

4 駐車許可証及びステッカーの発行費用は、別に定める。

### ( 入構整理券による入構 )

5 駐車整理員は、駐車場に余裕があると判断した場合は入構整理券による入構を認める。入構を認められた者は、用務先で入構整理券に証明を受け、出構時に警備員に返却して、警備員の機械操作により出構する。

### ( 特別整理券の交付 )

6 特別整理券交付申請書は、所属教員等の許可を得たのち総務係へ提出する。

7 オートバイ通学に係る許可申請書は、所属するコース等の構内交通安全委員会委員の認印をもらった上で学務係へ、通勤に係る許可申請書については総務係へ提出する。

(1) 本学部の学生については、通学距離が片道 3 0 0 m を超える者に許可するものとする。

8 要項第5条第2号及び第14条第2号のステッカーの様式は、前年度末に委員会で定める。

附 則

この申合せは、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から実施する。

附 則

1 この申合せは、平成18年4月1日から実施する。

2 平成18年3月31日に本学部 に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式 1 号

駐車許可証交付申請書

		認 印	
<input type="checkbox"/> 大学院ソシオテクノサイエンス研究部 <input type="checkbox"/> 工学部 <input type="checkbox"/> 大学院先端技術科学教育部 <input type="checkbox"/> 大学院工学研究科 <input type="checkbox"/> 附属図書館 <input type="checkbox"/> その他 ( )		<input type="checkbox"/> 教職員 <input type="checkbox"/> 学生 (昼間) <input type="checkbox"/> 学生 (夜間)	<input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 更 新
所属学科(係)名等 (学生は学科名・学年)			
氏 名	(TEL )		
現 住 所			
工学部までの距離 (片道)	km	交通機関利用の際 の所要時間	時間 分
自動車の種類		車 両 番 号	
自動車の所有者名 (本人の場合は本人 と記入)		申請者との続柄	
備 考			
登 録 番 号	※	発 行 年 月 日	※

- 注 1 該当する口にレを記入すること。
- 2 主に夜間において授業を受ける工学部及び大学院工学研究科の学生で、昼間に勤務している者については、備考欄に勤務先、勤務先所在地及び勤務先から工学部までの距離を記入すること。
- 3 工学部及び大学院先端技術科学教育部及び大学院工学研究科の学生は、構内交通安全対策委員会委員の認印をもらったうえで申請すること。
- 4 ※印は記入しないこと。

様式 2 号

駐 車 許 可 証

徳島大学工学部

(裏面)

注意事項

- 1 本証は登録車及び本人以外は利用できません。
- 2 本証は磁気使用のため、磁石のそばに置かないで下さい。
- 3 本証は直射日光が当たるような場所への放置はさけて下さい。
- 4 構内での盗難、損傷及びその他一切の事故について、その責を負いません。

様式3号

NO
入 構 整 理 券
月 日
(本券の有効期間は当日限りとする。)
徳島大学工学部 用務先での確認印

(裏面)

遵守事項

- 1 歩行者の安全を確認し、交通標識及び標示に従うこと。
- 2 構内は徐行運転とし、騒音の防止に努めること。
- 3 指定された駐車場以外には駐車しないこと。
- 4 駐車整理員の指示に従うこと。
- 5 緊急事態、その他特別な事由で臨時の規制を実施する場合は、これに従うこと。

様式4号

平成 年 月 日

特別整理券交付申請書

専攻・学科 (所属・係)		学 年	
氏 名			
車 両 番 号			
申 請 理 由			
使 用 日	平成 年 月 日	枚 数	枚
所 属 教 員 等 氏 名		認 印	

様式5号

構内交通安全対策委員 認	印
-----------------	---

平成 年 月 日

オートバイ通学許可申請書

徳島大学工学部長 殿

専攻・学科		学 年	
氏 名			
学生証番号			
現 住 所	(電話番号 )		
工学部までの距離	片道	k m	
オートバイの機種		排気量	c c
ナンバープレート番号			

- ①通学時の交通事故防止には十分注意いたします。
- ②工学部構内での騒音防止及び交通事故防止に協力することを誓約いたします。
- ③所定の駐輪場に整然と駐輪いたします。

以上の項目を厳守いたしますので、許可くださるようお願いします。

ステッカー番号

--

(後輪泥よけ部分に貼付)

## 第5章

### 規則



目次

第1章 総則

第1節 目的(第1条)

第2節 組織(第2条—第8条)

第3節 教育研究評議会, 部局長会議, 教授会, 機構等(第9条—第12条)

第2章 学部通則

第1節 修業年限, 在学期間及び収容定員等(第13条—第15条)

第2節 学年, 学期及び休業日(第16条—第18条)

第3節 入学, 転学部, 転学科, 休学, 退学, 転学, 留学及び除籍(第19条—第28条)

第4節 教育課程及び履修方法(第29条—第34条の4)

第5節 卒業, 学位の授与及び教員の免許状(第35条—第37条の2)

第6節 検定料, 入学料及び授業料(第38条—第45条)

第7節 特別聴講学生, 科目等履修生, 研究生, 専攻生及び外国人留学生(第45条の2—第49条)

第8節 公開講座(第50条)

第9節 賞罰(第51条・第52条)

第10節 寄宿舎及び厚生保健施設(第53条)

附則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 徳島大学(以下「本学」という。)は, 教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)の精神に則り, 有為な人材を育成し, 学術の研究を推進し, 社会貢献を果たし, もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

第2節 組織

(学部, 学科及び講座等)

第2条 本学に次の学部及び学科を置き, それぞれの学科に講座を置く。

総合科学部

人間社会学科

自然システム学科

医学部

医学科

栄養学科

保健学科

歯学部

歯学科

口腔保健学科

薬学部

薬学科

創製薬科学科

工学部

(もの作り創造システム工学系)

建設工学科

機械工学科

(物質生命工学系)

化学応用工学科

生物工学科  
(コンピュータ工学系)  
電気電子工学科  
知能情報工学科  
光応用工学科

- 2 講座については、別に定める。
- 3 医学部保健学科に次の専攻を置く。  
看護学専攻  
放射線技術科学専攻  
検査技術科学専攻

(大学院)

第3条 本学に大学院を置き、次の研究科、教育部及び研究部を置く。

人間・自然環境研究科  
医科学教育部  
口腔科学教育部  
薬科学教育部  
栄養生命科学教育部  
保健科学教育部  
先端技術科学教育部  
ヘルスバイオサイエンス研究部  
ソシオテクノサイエンス研究部

- 2 大学院については、別に定める。  
(助産学専攻科)

第3条の2 本学に助産学専攻科を置く。

- 2 助産学専攻科については、別に定める。  
(共同教育研究施設等)

第4条 本学に共同教育研究等のため、次のセンター等を置く。

大学開放実践センター  
疾患酵素学研究センター  
高度情報化基盤センター  
ゲノム機能研究センター  
アイソトープ総合センター  
留学生センター  
全学共通教育センター  
評価情報分析センター  
学生支援センター  
uラーニングセンター  
環境防災研究センター  
ヒューマンストレス研究センター  
イノベーション人材育成センター  
地域創生センター  
埋蔵文化財調査室

- 2 前項のセンター等については、別に定める。  
(附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館については、別に定める。  
(医学部・歯学部附属病院)

第5条の2 本学に医学部及び歯学部附属の教育研究施設として医学部・歯学部附属病院を置く。

- 2 医学部・歯学部附属病院については、別に定める。

(附属教育研究施設)

第6条 本学に前条に規定するもののほか、次の教育部又は研究部附属の教育研究施設を置く。

薬科学教育部附属医薬創製教育研究センター  
ヘルスバイオサイエンス研究部附属動物実験施設

2 前項の教育研究施設については、別に定める。

(事務組織)

第7条 本学に事務組織を置く。

2 事務組織については、別に定める。

第7条の2 削除

第7条の3 削除

(保健管理センター)

第7条の4 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターについては、別に定める。

(職員の組織)

第8条 本学の職員は、次のとおりとする。

学長  
副学長  
病院長  
教授  
准教授  
講師  
助教  
助手  
事務職員  
教務職員  
技術職員

2 職員の職務は、学校教育法その他法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会、機構等

第9条 削除

(教育研究評議会)

第10条 本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会で審議する。

2 教育研究評議会については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(部局長会議)

第10条の2 本学に部局長会議を置く。

2 部局長会議については、別に定める。

(教授会)

第11条 各学部並びに大学開放実践センター、疾患酵素学研究センター及びゲノム機能研究センターに教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

(機構)

第11条の2 本学に教育実践推進機構、研究連携推進機構、社会連携推進機構及び情報化推進機構を置く。

2 各機構については、別に定める。

(委員会等)

第12条 本学に大学教育委員会、学生委員会、入学試験委員会その他必要な委員会等(以下「委員会等」という。)を置く。

2 委員会等については、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等

(修業年限)

第13条 各学部修業年限は、次のとおりとする。

総合科学部	4年
医学部	
医学科	6年
栄養学科	4年
保健学科	4年
歯学部	
歯学科	6年
口腔保健学科	4年
薬学部	
薬学科	6年
創製薬科学科	4年
工学部	4年

(修業年限の通算)

第13条の2 大学の学生以外の者が、大学入学資格を有した後に、科目等履修生として本学の一定の単位を修得し、その後に本学に入学する場合において、本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 本条に定めるもののほか、修業年限の通算については、各学部規則で定める。

(在学期間)

第14条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の学生にあっては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。歯学部歯学科の学生にあっては、第2年次までは4年、第3年次から第6年次までは8年を超えることができない。薬学部薬学科の学生にあっては、12年を限度とし、第3年次、第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

(収容定員等)

第15条 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
総合科学部	人間社会学科	175		700
	自然システム学科	90		360
	計	265		1,060
医学部	医学科	95		570
	栄養学科	50		200
	保健学科			
	看護学専攻	70	10	300
	放射線技術科学専攻	37	3	154
	検査技術科学専攻	17	3	74
	小計	124	16	528
計	269	16	1,298	
歯学部	歯学科	40	5	260
	口腔保健学科	15		60
	計	55	5	320
薬学部	薬学科	40		240
	創製薬科学科	40		160
	計	80		400

工学部	(もの作り創造システム工学系)			
	建設工学科			
	昼間コース	80	5	330
	夜間主コース	10		40
	機械工学科			
	昼間コース	110	10	460
	夜間主コース	10		40
	(物質生命工学系)			
	化学応用工学科			
	昼間コース	80	3	326
	夜間主コース	5		20
	生物工学科			
	昼間コース	60	2	244
	夜間主コース	5		20
	(コンピュータ工学系)			
	電気電子工学科			
	昼間コース	100	10	420
	夜間主コース	10		40
	知能情報工学科			
	昼間コース	75	10	320
	夜間主コース	10		40
	光応用工学科			
	昼間コース	50		200
昼間コース小計	555	40	2,300	
夜間主コース小計	50		200	
計	605	40	2,500	
合計	1,274	61	5,578	

備考 工学部の「昼間コース」とは昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは主として夜間に授業を行うコースをいう。

#### 第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第17条 学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 開学記念日 11月2日
- (4) 春季休業 4月1日から同5日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から同31日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月25日から同31日まで

2 学長は、必要により前項第4号から第7号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

3 学長は、休業日でも見学、実習等をさせることがある。

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍

(入学時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、学部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第56条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定により、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第20条の2 本学に入学を志願する者は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選考)

第21条 入学志願者については、選抜試験を行い、当該学部教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条の2 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、学長は別に定めるところにより、入学料を免除し、又は徴収猶予することができる。

(入学許可)

第21条の3 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第21条の4 医学部保健学科の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、医学部保健学科の定める単位を修得した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第56条に規定する者に限る。)

2 歯学部歯学科の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、歯学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者

3 工学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 大学に2年以上在学し、工学部の定める単位を修得した者
  - (3) 短期大学を卒業した者
  - (4) 高等専門学校を卒業した者
  - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第56条に規定する者に限る。)
- 4 前3項の規定により編入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次条第3項の規定を準用する。
- 5 第20条の2から前条までの規定は、編入学の場合に準用する。  
(補欠入学)
- 第22条 次の各号の一に該当する者は、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、学長が入学を許可する。
- (1) 本学の退学者で、再び同一学部に入學を志願する者
  - (2) 他の大学の学生で、当該学部長又は学長の承認を得て、本学の同種の学部に入學を志願する者
  - (3) 他の大学に2年以上在学し、入學を希望する学部の定める単位を修得した者で、入學を志願する者
  - (4) 大学の学部を卒業した者で、入學を志願する者
  - (5) 短期大学を卒業した者で、入學を志願する者
  - (6) 高等専門学校を卒業した者で、入學を志願する者
  - (7) 国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者で、入學を志願する者
  - (8) 従前の規定による大学、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校を卒業した者若しくは従前の規定による大学を退学した者で、入學を志願する者
- 2 前項第1号に規定する者のうち、徳島大学大学院学則第18条第3項第7号の規定により本学医学部医学科から医学研究科又は医科学教育部の博士課程に入學し、当該課程を修了又は退学した者で本学医学部医学科へ再び入學を志願する者があるときは、欠員の有無にかかわらず入學を許可することがある。
- 3 第1項の規定により入學した者の在学期間及び既修得単位の認定については、それぞれ当該学部において定める。ただし、全学共通教育(以下「共通教育」という。)の授業科目に該当する科目の既修得単位の認定については、徳島大学全学共通教育履修規則(以下「共通教育履修規則」という。)で定める。
- 4 第1項により入學を許可する場合には、第21条の2及び第21条の3の規定を準用する。  
(転学部)
- 第22条の2 学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部に入學を願ったときは、学長は、転学部をしようとする学部教授会の議を経て許可することがある。
- 2 本条に定めるもののほか、転学部については、各学部規則及び共通教育履修規則で定める。  
(転学科)
- 第22条の3 学生が所属の学部内の学科と異なる当該学部の学科に入學を願ったときは、学長は、当該学部教授会の議を経て許可することがある。
- 2 本条に定めるもののほか、転学科については、各学部規則及び共通教育履修規則で定める。  
(休学)
- 第23条 疾病その他の理由により2月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願ってその許可を受けて休学することができる。
- 2 疾病のため就学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。
- 第24条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。
- 2 休学期間は、通じて4年(医学部医学科学生、歯学部歯学科学生及び薬学部薬学科学生は6年)を超えることができない。

3 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

第25条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 第23条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、学医の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第27条 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

第27条の2 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学に留学することができる。

2 第34条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各学部規則で定める。

(除籍)

第28条 次の各号の一に該当する者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する日までに納付しない者

(2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、なお、納付しない者

(3) 第14条に定める在学期間を超えた者

(4) 第24条第2項に定める休学期間を超えた者

(5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

第4節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第29条 各学部は、本学及び各学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、各学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 前2項において、医学部、歯学部及び薬学部の教育研究の実施に当たっては、ヘルスバイオサイエンス研究部が協力するものとする。

(教育課程の編成方法)

第29条の2 教育課程は、共通教育及び専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(共通教育の開設)

第29条の3 共通教育の授業科目は、総合科学部が中心学部となり、全学部が協力して開設する。

(考査及び単位)

第30条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には、所定の単位を与える。

2 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部及び共通教育履修規則(以下「各学部等」という。)で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学



修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4 授業科目修了の認定は、出席及び試験の成績等を考査して行う。

(授業の方法)

第30条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法等)

第31条 共通教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、共通教育履修規則の定めるところによる。

第32条 専門教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、各学部規則の定めるところによる。

第33条 削除

第34条 削除

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条の2 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 他の大学又は短期大学での履修の期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、協議の上、更に1年を限り延長することができる。

(2) 履修の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 他の大学又は短期大学での履修の期間は、本学の在学期間に算入する。

5 学生は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修している間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

6 本条に定めるもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修については、各学部規則及び共通教育履修規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項(第27条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修については、各学部規則及び共通教育履修規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び補欠入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条の2第2項(第27条の2第2項において準用する場合を含む。)及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定については、各学部規則及び共通教育履修規則で定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第34条の5 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部の教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状

(卒業)

第35条 本学に第13条に規定する年限以上在学し、卒業の要件として各学部規則で定める単位を修得した者に対しては、卒業を認定する。

2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第30条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第35条の2 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する者を除く。)で本学に3年以上在学した者(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、前条第1項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第13条の規定にかかわらず、その卒業を認定することができる。

2 前項の卒業の認定の基準については、当該学部規則で定める。

第36条 卒業の認定は、当該学部の教授会の議を経て学長が行う。

2 卒業の認定は、毎学年度の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかつた者については、次年度においてこれを行うことができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、後期に入学した者に対する卒業の認定又は前条第1項の規定による卒業の認定は、前期の終わりにおいても行うことができる。

(学位の授与)

第37条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条の2 本学の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	教員の免許状の種類	免許教科
総合科学部	人間社会学科	中学校教諭一種免許状	国語、社会、美術、保健体育、保健、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、美術、保健体育、保健、英語
		養護教諭一種免許状	
	自然システム学科	中学校教諭一種免許状	数学、理科
		高等学校教諭一種免許状	数学、情報、理科
医学部	栄養学科	栄養教諭一種免許状	

工学部	建設工学科 昼間コース 夜間主コース 機械工学科 昼間コース 夜間主コース 化学応用工学科 昼間コース 夜間主コース 電気電子工学科 昼間コース 夜間主コース 知能情報工学科 昼間コース 夜間主コース 生物工学科 昼間コース 夜間主コース 光応用工学科 昼間コース	高等学校教諭一種免許状	工業
-----	---	-------------	----

#### 第6節 検定料，入学料及び授業料

(検定料，入学料及び授業料)

第38条 検定料，入学料及び授業料の額，徴収方法等は，この規則に定めるもののほか，別に定めるところによる。

(授業料の納付)

第39条 授業料は，年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

- (1) 第1期 4月から9月までの分 4月
- (2) 第2期 10月から翌年3月までの分 10月

2 前項の規定にかかわらず，学生の申出があったときは，第1期に係る授業料を徴収するときに，当該年度の第2期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の第1期又は第1期及び第2期に係る授業料については，第1項の規定にかかわらず，入学を許可される者の申出があったときは，入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第40条 既納の検定料，入学料及び授業料は，返還しない。

2 第21条に規定する選抜試験において，出願書類等による選抜(以下この項において「第1段階目の選抜」という。)を行い，その合格者に限り学力検査等による選抜(以下この項において「第2段階目の選抜」という。)を行う場合は，前項の規定にかかわらず，第1段階目の選抜の不合格者に対し，当該者の申出により第2段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

3 前条第2項及び第3項の規定に基づき授業料を納付した者が，当該年度の第2期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合は，第1項の規定にかかわらず，第2期に係る授業料相当額を返還するものとする。

4 前条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が，入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合は，第1項の規定にかかわらず，納付した者の申出により当該授業料相当額を返還するものとする。

第41条 削除

第42条 経済的理由によって納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者に対しては，学長は，授業料を免除することができる。

2 休学を許可した場合は，月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

3 前2項に規定するもののほか、死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

第43条 経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

第44条 前2条の規定によるもののほか、授業料の免除又は徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第45条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、専攻生及び外国人留学生  
(特別聴講学生)

第45条の2 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生として入学を志願する者の検定料及び入学料は、徴収しない。

3 特別聴講学生は、科目等履修生の授業料の額に相当する授業料を科目等履修生の授業料の納付方法の例により納付しなければならない。ただし、授業料を相互に徴収しないことを定めた相互単位互換協定に基づき受け入れる他の大学若しくは短期大学又は高等専門学校の学生である者の授業料は、徴収しない。

4 既納の授業料は、返還しない。

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学部において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に対する単位の授与については、第30条の規定を準用する。

(研究生)

第47条 本学において特別の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(専攻生)

第48条 学部において特殊の専門事項について攻究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り選考の上、専攻生として入学を許可することがある。

(科目等履修生、研究生及び専攻生の検定料、入学料及び授業料)

第48条の2 科目等履修生、研究生及び専攻生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定めるところによる。

2 科目等履修生、研究生及び専攻生として入学を志願する者は、入学願書を提出するときに検定料を納付しなければならない。

3 科目等履修生、研究生及び専攻生の入学者選考に合格した者は、入学が許可されるときに入学料を納付しなければならない。

4 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位に相当する授業料の額を毎学期の当初の月(学期の中途に入学した者は入学した月)に納付しなければならない。この場合において、前期、後期を通じて授業の行われる授業科目に係る授業料については、当該授業科目の単位に相当する授業料の半額をそれぞれの学期の当初の月に納付しなければならない。

5 研究生及び専攻生は、6か月分の授業料を毎学期の当初の月(学期の中途において入学した者は入学した月からの分を入学した月)に納付しなければならない。この場合において、在学予定期間が6か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

6 第2項から前項までの規定にかかわらず、現職教育のため任命権者の命により派遣される者は、検定料、入学料及び授業料の納付を要しない。ただし、単位の認定を希望する者については、科目等履修生としての授業料を納付しなければならない。

7 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(細則)

第48条の3 この規則に定めるもののほか、特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び専攻生について必要な事項は、各学部規則等で定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り別に定めるところにより、外国人留学生として入学を許可することがある。

#### 第8節 公開講座

(公開講座)

第50条 本学に社会人の教養を高め、文化の向上に資する等のため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の講習料については、別に定める。

3 本条に定めるもののほか、公開講座の開設、学習課題その他必要な事項については、その都度定める。

#### 第9節 賞罰

(表彰)

第51条 本学学生のうち学業人物優秀なる者は、これを表彰することがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第52条 次の各号の一に該当する者に対しては、学長は、教授会及び教育研究評議会の意見を徴して懲戒を行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

#### 第10節 寄宿舍及び厚生保健施設

(寄宿舍及び厚生保健施設)

第53条 本学に寄宿舍及び厚生保健施設を置く。

2 寄宿料の額は、別に定めるところによる。

3 寄宿舍及び厚生保健施設について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この改正学則は、昭和33年7月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この学則施行の際、現に学芸学部2年課程に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月16日規則第 号改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 第1章 総則

### (通則)

第1条 徳島大学工学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、徳島大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に定めのある場合を除いて本学部に関する事項は、本学部教授会が定める。

## 第2章 入学者選考

### (入学者選考)

第2条 本学部の入学者は、学則の定めるところによって選考を行うものとする。

## 第3章 教育課程及び履修方法

### (教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、全学共通教育の授業科目（以下「共通教育科目」という。）及び専門教育の授業科目（以下「専門教育科目」という。）により編成する。

### (昼夜開講)

第3条の2 本学部の各学科（光応用工学科を除く。）にそれぞれ昼間コース及び夜間主コースを置き、光応用工学科に昼間コースを置く。

2 昼間コースの学生は、原則として昼間に開設する授業科目を履修するものとし、夜間主コースの学生は、夜間に開設する授業科目のほか、別に定めるところにより昼間に開設する授業科目を履修することができる。

### (共通教育科目の履修等)

第3条の3 共通教育科目の履修等に関することは、徳島大学全学共通教育履修規則（以下「共通教育履修規則」という。）の定めるところによる。

2 共通教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。

### (専門教育科目)

第3条の4 専門教育科目の区分は、必修科目及び選択科目とする。

2 専門教育科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

### (履修手続)

第4条 専門教育科目を履修するには、学期の始めに前条に規定する授業科目から履修しようとする授業科目を選択して、授業担当教員の承認を得た後、履修科目登録届を提出しなければならない。

2 履修科目登録届の提出に当たっては、履修科目として登録することができる単位数の上限（以下「履修登録単位数の上限」という。）を超えて登録することはできない。ただし、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、履修登録単位数の上限を超えて登録することができる。

3 履修登録単位数の上限及び履修登録単位数の上限を超えて登録することができる場合の認定の基準については、本学部長が別に定める。

第5条 第3条の4第3項の規定により他の学部へ属する専門教育科目を履修するためには、本学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

### (単位の計算方法)

第5条の2 専門教育科目の単位の計算方法は、学則第30条第2項の規定に基づき、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(進級要件)

第6条 上級学年に進級するためには、原則として各学科において必要と認められた授業科目について、その単位を修得していなければならない。

(卒業研究)

第7条 卒業研究を行うには、各学科において必要と認められた授業科目について、その単位を修得していなければならない。

(留学、他の大学若しくは短期大学又は大学以外の教育施設等における授業科目の履修)

第7条の2 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生、第34条の2の規定に基づき他の大学若しくは短期大学又は第34条の3の規定に基づき大学以外の教育施設等の授業科目を履修しようとする学生は、所定の願書を本学部長を経て学長に提出し、許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第7条の3 前条の規定により許可を受けた学生（以下「派遣学生」という。）が修得した単位の認定は、当該大学若しくは短期大学又は大学以外の教育施設等が発行する成績証明書により行う。

(履修報告書)

第7条の4 派遣学生は、派遣期間が終了したときは、所定の履修報告書を速やかに本学部長を経て学長に提出しなければならない。

(実施細目)

第7条の5 前3条に定めるもののほか、派遣学生に関し必要な事項は、本学部長が別に定める。

#### 第4章 試験及び卒業

(成績の考查)

第8条 成績の考查は、試験の成績並びに授業への出席状況、宿題及びレポート等による授業への取組及びその成果を考慮して行う。ただし、演習、実習及び実験については、試験を行わないことがある。

2 出席時数が著しく少ないときは、その授業科目の受験資格を与えないことがある。

(成績)

第9条 成績は、100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。成績は、優（80点以上）良（70点以上）及び可（60点以上）に区別する。

(再試験及び追試験)

第10条 再試験を行う場合には、原則として当該学期内に行う。

2 追試験は、原則として行わない。ただし、定められた期日に理由があつて受験できなかった者は、前項の再試験を受けることができる。

(卒業)

第11条 本学部を卒業するためには、次の単位を修得しなければならない。

##### 建設工学科

###### 昼間コース

共通教育科目	41単位以上
専門教育科目	必修科目 46単位
	選択必修科目 28単位以上
	選択科目 16単位以上
計	90単位以上

合計 131単位以上

###### 夜間主コース

共通教育科目	37単位以上
専門教育科目	必修科目 32単位

選択科目 56単位以上

計 88単位以上

合計 125単位以上

#### 機械工学科

##### 昼間コース

共通教育科目 41単位以上

専門教育科目 必修科目 45単位

選択科目 45単位以上

計 90単位以上

合計 131単位以上

##### 夜間主コース

共通教育科目 37単位以上

専門教育科目 必修科目 35単位

選択科目 53単位以上

計 88単位以上

合計 125単位以上

#### 化学応用工学科

##### 昼間コース

共通教育科目 41単位以上

専門教育科目 必修科目 33単位

選択科目 (A) 10単位以上

選択科目 (B) 47単位以上

計 90単位以上

合計 131単位以上

##### 夜間主コース

共通教育科目 37単位以上

専門教育科目 必修科目 14単位

選択科目 74単位以上

計 88単位以上

合計 125単位以上

#### 生物工学科

##### 昼間コース

共通教育科目 45単位以上

専門教育科目 必修科目 63単位

選択科目 23単位以上

計 86単位以上

合計 131単位以上

##### 夜間主コース

共通教育科目 37単位以上

専門教育科目 必修科目 38単位

選択科目 50単位以上

計 88単位以上

合計 125単位以上

#### 電気電子工学科

##### 昼間コース

共通教育科目 45単位以上

専門教育科目 必修科目 33単位



選択必修科目 32 単位以上

選択科目 21 単位以上

計 86 単位以上

合計 131 単位以上

夜間主コース

共通教育科目 43 単位以上

専門教育科目 必修科目 16 単位

選択科目 66 単位以上

計 82 単位以上

合計 125 単位以上

知能情報工学科

昼間コース

共通教育科目 43 単位以上

専門教育科目 必修科目 22 単位

選択科目 66 単位以上

計 88 単位以上

合計 131 単位以上

夜間主コース

共通教育科目 37 単位以上

専門教育科目 必修科目 22 単位

選択科目 66 単位以上

計 88 単位以上

合計 125 単位以上

光応用工学科

昼間コース

共通教育科目 43 単位以上

専門教育科目 必修科目 51 単位

選択科目 37 単位以上

計 88 単位以上

合計 131 単位以上

2 学則第35条の2第2項に規定する卒業の認定の基準については、本学部長が別に定める。

3 卒業論文の審査は、本学部教授会において行う。

第5章 転学部、転学科、編入学及び補欠入学

(転学部)

第12条 学則第22条の2の規定により本学部に転学部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、本学部教授会の議を経て定める。

4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(転学科)

第13条 学則第22条の3の規定により転学科を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の転学科を許可する場合に準用する。

(編入学)

第13条の2 学則第21条の4の規定により入学した者の在学期間は、4年とする。

2 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(補欠入学)

第14条 学則第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

- (1) 在学期間は、第2年次に入学した者は6年、第3年次に入学した者は4年とする。
- (2) 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

#### 第5章の2 特別聴講学生

(入学時期)

第14条の2 特別聴講学生の入学の時期は、原則として毎学期の初めとする。

(入学の出願)

第14条の3 特別聴講学生として入学を志願する者は、所定の願書に別に定める書類を添えて志願者の所属する大学、短期大学又は高等専門学校長の長を経て願い出なければならない。

(入学の許可)

第14条の4 特別聴講学生の入学の許可は、本学部教授会の選考を経て学長が行う。

(単位の認定)

第14条の5 特別聴講学生の単位の認定方法は、本学部学生の例による。

(実施細目)

第14条の6 この章に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、本学部長が別に定める。

#### 第6章 科目等履修生

(入学時期)

第15条 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の初めとする。

(入学の出願)

第16条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履歴書、卒業証明書及び所定の検定料を添えて本学部長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第17条 科目等履修生の入学の許可は、就学の目的を達することができる学力を有すると認められる者について、本学部教授会の選考を経て学長が行う。

(入学料及び授業料)

第18条 科目等履修生の入学選考に合格した者は、指定の期間内に所定の入学料を納付しなければならない。

2 科目等履修生は、指定の期間内に所定の授業料を納付しなければならない。

(在学期間)

第19条 科目等履修生の在学期間は、履修科目について授業の行われる期間とする。

(単位の授与)

第20条 科目等履修生で、単位の授与を希望する者については、第8条から第10条までの規定を準用する。

#### 第7章 研究生

(入学時期)

第21条 研究生の入学の時期は、原則として毎学期の初めとする。

(入学の出願)

第22条 研究生として入学を志願する者は、所定の願書に履歴書、卒業証明書及び所定の検定料を添えて本学部長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第23条 研究生の入学の許可は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者について、本学部教授会の選考を経て学長が行う。

(入学料及び授業料)

第24条 研究生の入学選考に合格した者は、指定の期間内に所定の入学料を納付しなければならない。

2 研究生は、指定の期間内に所定の授業料を納付しなければならない。

(在学期間)

第25条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引続き研究を願った者については、学長は、本学部教授会の議を経て1年を限り在学期間の延長を許可することがある。

(修了証書)

第26条 研究生にして、研究事項を報告した者に対しては、学長は、本学部教授会の議を経て修了証書を交付することがある。

#### 附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した者、平成19年度及び平成20年度に編入学する者、平成19年度に補欠入学する者及び平成20年度に第3年次に補欠入学する者については、この規則による改正後の第11条及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 別表第 1

## 共通教育科目の履修要件

## 建設工学科

## 昼間コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	2
	人間と生命	2
	生活と社会	2
	自然と技術	4
	教養科目群全分野	6
	計	16
基盤形成科目群	英語	6
	英語以外の外国語	2
	計	8
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学	8
	基礎物理学	2
	基礎化学	2
	計	12
合計		41

備考 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、4単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

## 夜間主コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	2
	人間と生命	2
	生活と社会	2
	自然と技術	4
	教養科目群全分野	6
	計	16
基盤形成科目群	英語	6
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学	8
	基礎物理学	2
	計	10
合計		37

備考 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、4単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

## 機械工学科

## 昼間コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	2
	人間と生命	2
	生活と社会	2
	自然と技術	2
	教養科目群全分野	10
	計	18
基盤形成科目群	英語	6
	英語以外の外国語	2
	計	8
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学	8
	基礎物理学	2
	計	10
合計		41

備考 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、4単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

## 夜間主コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	2
	人間と生命	2
	生活と社会	2
	自然と技術	2
	教養科目群全分野	12
	計	20
基盤形成科目群	英語	6
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学	4
	基礎物理学	2
	計	6
合計		37

備考 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、4単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

化学応用工学科

昼間コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	4
	人間と生命	
	生活と社会	4
	自然と技術	4
	教養科目群全分野	2
	計	14
基盤形成科目群	英語	6
	英語以外の外国語	2
	計	8
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学	8
	基礎物理学	4
	基礎化学実験	2
	計	14
合計		41

備考 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、2単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

夜間主コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	4
	人間と生命	4
	生活と社会	4
	自然と技術	4
	教養科目群全分野	6
	計	22
基盤形成科目群	英語	4
	英語又はドイツ語	2
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学及び基礎物理学	4
合計		37

備考

(1) 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、6単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

(2) 基礎科目群の区分のうち、所要単位数を超えて修得した場合の超過単位は、外国語の超過単位と基礎科目の超過単位の和が8単位を限度として教養科目群の単位

に含めることができる。

(3) 所要単位数を超えて修得した教養科目の単位は、10単位を限度として専門教育科目の選択科目の単位に読み替えることができる。

生物工学科

昼間コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	4
	人間と生命	4
	生活と社会	4
	自然と技術	4
	計	16
基盤形成科目群	英語	6
	英語以外の外国語	2
	計	8
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学	8
	基礎物理学	4
	基礎化学	2
	基礎生物学	2
	計	16
合計		45

夜間主コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	4
	人間と生命	4
	生活と社会	4
	自然と技術	4
	教養科目群全分野	6
	計	22
基盤形成科目群	英語	4
	ドイツ語	2
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学及び基礎物理学	4
合計		37

備考

(1) 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、4単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

(2) 所要単位数を超えて修得した教養科目の単位は、10単位を限度として専門教育科目の選択科目の単位に読み替えることができる。

電気電子工学科  
昼間コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	2
	人間と生命	2
	生活と社会	2
	自然と技術	2
	教養科目群全分野	14
	計	22
基盤形成科目群	英語	6
	英語以外の外国語	2
	計	8
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学	8
	基礎物理学	2
	計	10
合計		45

備考 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、4単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

夜間主コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	2
	人間と生命	2
	生活と社会	2
	自然と技術	2
	教養科目群全分野	14
	計	22
基盤形成科目群	英語	4
	英語以外の外国語	2
	計	6
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学	8
	基礎物理学	2
	計	10
合計		43

備考 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、4単位を限度として

教養科目群の単位に含めることができる。

知能情報工学科  
昼間コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	2
	人間と生命	2
	生活と社会	2
	自然と技術	2
	教養科目群全分野	14
	計	22
基盤形成科目群	英語	6
	英語以外の外国語	2
	計	8
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学及び基礎物理学	10
合計		43

備考 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、4単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

夜間主コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	2
	人間と生命	2
	生活と社会	2
	自然と技術	2
	教養科目群全分野	12
	計	20
基盤形成科目群	英語	6
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学	8
合計		37

備考 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した場合の超過単位は、4単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

光応用工学科

昼間コース

授業科目の区分	授業科目等	単位数
大学入門科目群	大学入門講座	1
教養科目群	歴史と文化	2
	人間と生命	2
	生活と社会	2
	自然と技術	2
	教養科目群全分野	10
	計	18
基盤形成科目群	英語	6
	英語以外の外国語	2
	計	8
	情報科学入門	2
	ウェルネス総合演習	2
基礎科目群	基礎数学	8
	基礎物理学	2
	基礎化学	2
	計	12
合計		43

備考 基盤形成科目群の区分のうち、所要単位数を超える外国語を修得した

場合の超過単位は、4単位を限度として教養科目群の単位に含めることができる。

別表第2

## 専門教育科目表

## 建設工学科

## 昼間コース

( )は演習単位, △は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数		
	必修科目	選択必修科目	選択科目
微分方程式一	2		
微分方程式二		2	
複素関数論		2	
ベクトル解析		2	
確率統計学		2	
数値解析		2	
解析力学		2	
工業物理学及び実験		1 △ 1	
技術者・科学者の倫理	2		
建設基礎セミナー	(1)		
学びの技	1		
建設の歴史とくらし	1		
キャリアプラン演習	(1)		
測量学	2		
測量学実習	△ 1		
情報処理	2		
プログラミング技法及び演習			1 (1)
建設基礎解析演習	(2)		
構造の力学一及び演習	(1)		
構造の力学二及び演習	2 (1)		
構造の力学三及び演習		2 (1)	
もの作り創造材料学	2		
材料・構造力学		2	
水の力学一	2		
水の力学二	2		
水の力学三及び演習		1 (1)	
土の力学一	2		
土の力学二	2		
土の力学演習		(1)	
地盤力学		2	
地盤工学		2	
計画の論理	2		
計画の数理		2	
環境を考える	2		
構造解析学及び演習		1 (1)	
鋼構造		2	
振動学及び演習		1 (1)	
コンクリート工学		2	

コンクリート構造及びメインテナンス		2	
建築空間デザイン		2	
環境生態学		2	
緑のデザイン		2	
河川工学		2	
沿岸域工学		2	
資源循環工学		2	
生態系の保全		2	
基礎工法		2	
都市・交通計画		2	
計画プロジェクト評価		1 (1)	
応用測量学			2
地域・環境デザイン		2	
参加型環境デザイン		2	
耐震工学		2	
建設の法規			2
建設マネジメント			2
専門外国語			2
建設創造実験実習	△ 1		
プロジェクト演習	(1)		
建設創造設計演習	(1)		
地域の防災		2	
もの作り創造システム工学学外実習			△ 1
卒業研究	△ 8		
労務管理			1
生産管理			1
福祉工学概論			2
エコシステム工学			2
知的財産事業化演習			(1)
知的財産の基礎と活用			2
ニュービジネス概論			2
職業指導			4
総合建設演習			(1)
工業基礎英語			(1)
工業基礎数学			(1)
工業基礎物理			(1)
計	2 8 (8) △ 1 0	5 9 (6) △ 1	2 3 (6) △ 1

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目の単位数に含めることができる。



夜間主コース

( ) は演習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
学びの技	1	
微分方程式一		2
微分方程式二		2
解析力学		2
構造の力学一	2	
構造の力学二	2	
構造の力学三	2	
土の力学一	2	
土の力学二	2	
基礎の流れ学	2	
水工学		2
計画の数理		2
材料入門	2	
鉄筋コンクリートの力学		2
構造解析学		2
鋼構造		2
計画の論理	2	
環境計画学		2
生態系修復論		2
森林の水環境		2
マネジメント手法		2
河川工学		2
沿岸域工学		2
地盤工学		2
地域・環境デザイン		2
参加型環境デザイン		2
CAD・CG・GIS		(2)
建築概論		2
建築環境工学		2
合意形成技法		2
建築計画		2
土木・建築史		2
建設工学実験	(1)	
建設設計製図一		(1)
建設設計製図二		(1)
コンクリート基礎技術		2
コンクリート診断技術		2
建設工学特別研究	1 4	
工業基礎英語		(1)
工業基礎数学		(1)
工業基礎物理		(1)
職業指導		4

工業英語		2
技術者の倫理		2
コンピュータ入門一		2
コンピュータ入門二		2
研究基礎実習一		△4
研究基礎実習二		△4
計	3 1	6 0
	(1)	(7)

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に

属する授業科目については、別に定める範囲において、  
選択科目の単位数に含めることができる。

機械工学科

昼間コース

( ) は演習単位、△は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
微分方程式一	2	
微分方程式二		2
複素関数論		2
ベクトル解析	2	
微分方程式特論		1
確率統計学	2	
解析力学	2	
解析力学演習	(1)	
基礎波動論		2
工業物理学実験	△1	
もの作り創造材料学	2	
材料科学		2
材料・構造力学	2	
材料力学	2	
材料力学演習		(1)
材料強度学		2
計算力学		2
流体力学	2	
流れ学		2
流体機械		2
工業熱力学	2	
工業熱力学演習		(1)
伝熱工学		2
蒸気プラント工学		2
内燃機関		2
機械設計	2	
設計工学		2
機構学		2

振動工学	2	
機械工学演習		(1)
生産加工システム	2	
精密加工学		2
塑性加工学		2
機械計測		2
科学計測		2
自動制御理論一	2	
自動制御理論二		2
制御工学		2
画像処理		2
知識ベースシステム		2
電子回路		2
メカトロニクス工学		2
ロボット工学		2
C言語実習		△1
CAD実習	△1	
機械数値解析		(1)
工業英語一		2
工業英語二		2
自動車工学		2
機械工学輪講	(1)	
技術者と社会	2	
機械数値演習一		(1)
機械数値演習二		(1)
機械基礎実習	△1	
メカトロニクス実習	△1	
創造基礎実習	△1	
創造実習		△1
機械工学実験	△1	
もの作り創造システム工学学外実習		(1)
基礎機械製図	△1	
機械設計製図	△1	
卒業研究	△5	
労務管理		1
生産管理		1
技術者・科学者の倫理	2	
コミュニケーション		(2)
福祉工学概論		2
エコシステム工学		2
知的財産事業化演習		(1)
知的財産の基礎と活用		2
ニュービジネス概論		2
半導体ナノテクノロジー基礎論		2
工業基礎英語		(1)
工業基礎数学		(1)
工業基礎物理		(1)

職業指導		4
計	30	71
	(2)	(13)
	△13	△2

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目の単位数に含めることができる。

夜間主コース

( )は演習単位、△は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
微分方程式一	2	
微分方程式二		2
ベクトル解析		2
解析力学	2	
機械材料学	2	
材料入門		2
機能性材料		2
構造の力学一	2	
構造の力学二		2
弾性力学		2
破壊制御論		2
基礎の流れ学	2	
流体機械		2
工業熱力学	2	
蒸気プラント工学		2
伝熱工学		2
内燃機関		2
機械設計	2	
機構設計		2
設計工学		2
機械力学	2	
生産加工	2	
超精密加工		2
生産シミュレーション	2 (1)	
精密計測学		2
自動制御理論	2	
制御工学		2
電子回路	2	
メカトロニクス工学		2
ロボット工学		2
高エネルギービーム工学		2
C言語演習	(1)	
計算機構		2
人工知能		2

コンピュータ入門一		2
確率統計工学		2
画像処理		2 (1)
CAD演習		(1)
自動車工学		2
工業英語		2
機械工学セミナー		2
機械工学特別講義一		2
機械工学特別講義二		2
機械数理演習一		(1)
機械数理演習二		(1)
技術者の倫理		2
生産管理		1
労務管理		1
創造演習	(1)	
基礎機械製図	△ 2	
機械設計製図	△ 2	
メカトロニクス実習	△ 2	
機械工学実験	△ 2	
課題研究		△ 3
工業基礎数学		(1)
工業基礎英語		(1)
工業基礎物理		(1)
職業指導		4
計	2 4	6 6
	(3)	(7)
	△ 8	△ 3

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目の単位数に含めることができる。

化学応用工学科

昼間コース

( ) は演習単位, △は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
		(A)
微分方程式一		2
微分方程式二		2
複素関数論		2
ベクトル解析		2
微分方程式特論		1
確率統計学		2
量子力学		2
統計力学		2
工業物理学実験	△ 1	
電子計算機概論及び演習		1 (1)
化学序論一	2	
化学序論二	2	
基礎物理化学	2	
基礎無機化学	2	
基礎分析化学	2	
基礎有機化学	2	
物理化学		2
無機化学		2
有機化学		2
化学工学基礎		2
反応工学基礎		2
無機工業化学		2
機器分析化学		2
有機工業化学		2
化学英語一		2
化学英語二		2
環境化学		1
環境調和技術論		1
防災化学		1
安全工学		1
高分子化学		2
触媒工学		2
反応有機化学		2
機能性高分子設計		2
物質合成化学一及び演習		2
物質合成化学二及び演習		2
分子設計化学		2
有機合成化学		2
基礎生化学		2
材料物性		2

物質機能化学一及び演習			2
物質機能化学二及び演習			2
生物物理化学			2
流体物性			2
量子化学			2
応用電気化学			2
材料科学			2
化学反応工学			2
微粒子工学			2
分離工学			2
プロセス工学一及び演習			2
プロセス工学二及び演習			2
反応工程設計			2
化学装置工学			2
生物化学工学			2
自動制御			2
分析化学			2
化学応用工学特別講義一			1
化学応用工学特別講義二			1
化学応用工学特別講義三			1
化学応用工学実験一	△ 2		
化学応用工学実験二	△ 2		
化学応用工学実験三	△ 2		
化学応用工学実験四	△ 2		
学外学習			△ 1
雑誌講読	(1)		
卒業研究	△ 9		
労務管理			1
生産管理			1
福祉工学概論			2
エコシステム工学			2
知的財産事業化演習			(1)
知的財産の基礎と活用			2
ニュービジネス概論			2
技術者・科学者の倫理	2		
工業基礎数学			(1)
工業基礎英語			(1)
工業基礎物理			(1)
職業指導			4
計	1 4 (1) △ 1 8	1 4	9 7 (5) △ 1

備考

- (1) 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目(B)の単位数に含めることができる。

- (2) 所要単位を超えて修得した選択科目(A)の単位は、選択科目(B)の単位数に読み替えることができる。

夜間主コース

( ) は演習単位, △は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
微分方程式一		2
ベクトル解析		2
量子力学		2
無機化学一	2	
無機化学二		2
有機化学一	2	
有機化学二		2
物理化学一	2	
物理化学二		2
化学工学一	2	
化学工学二		2
分析化学	2	
生化学一		2
生化学二		2
無機工業化学		2
有機工業化学		2
環境化学		2
合成高分子		2
量子化学		2
化学反応工学		2
触媒化学		2
無機材料科学		2
有機材料科学		2
生体高分子		2
微生物応用工学		2
電子計算機		2
プログラミング演習		(1)
化学応用工学実験	△ 4	
エネルギー工学		2
技術者の倫理		2
基礎の流れ学		2
計測工学		2
材料入門		2
建築概論		2
工業英語		2
コンピュータ入門一		2
自動車工学		2
電気磁気学一		2
学びの技		1

微分方程式二		2
遺伝子工学		2
酵素化学		2
細胞生物学		2
生物物理化学		2
微生物工学		2
分子生物学		2
研究基礎実習		△4
雑誌講読		(1)
卒業研究		△4
工業基礎数学		(1)
工業基礎英語		(1)
工業基礎物理		(1)
職業指導		4
計	10	81 (5) △4 △8

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目の単位数に含めることができる。

生物工学科

昼間コース

( )は演習単位、△は実験実習単位を示し外数する。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
微分方程式一		2
微分方程式二		2
複素関数論		2
ベクトル解析		2
確率統計学		2
量子力学		2
統計力学		2
電子計算機概論及び演習	1 (1)	
生物統計学	2	
物理化学一	2	
物理化学二	2	
化学英語基礎	2	
有機化学一	2	
有機化学二	2	
基礎生物学一	2	
基礎生物学二	2	
生化学一	2	
生化学二	2	
生化学三	2	
発生工学		2

微生物学一		2
微生物学二		2
生体高分子学		2
生物物理化学一		2
生物物理化学二		2
生物無機化学		2
生物有機化学	2	
分析化学	2	
分子生物学	2	
タンパク質工学		2
酵素工学		2
細胞生物学		2
細胞工学		2
遺伝子工学		2
生物環境工学		2
生体組織工学		2
生物機能設計学		2
微生物工学		2
バイオインフォマティクス		2
放射化学及び放射線化学		2
材料科学		2
専門外国語	2	
環境化学		1
安全工学		1
バイオリアクター工学		2
コミュニケーション	1	
技術者・科学者の倫理	2	
医用工学		2
雑誌講読		(1)
学内インターンシップ	(1)	
生物学演習一	(1)	
生物学演習二	(1)	
生物学演習三	(1)	
生物学演習四	(1)	
生物学演習五	(1)	
生物学演習六	(1)	
生物学創成演習	(1)	
基礎化学実験	△1	
生物学実験一	△1	
生物学実験二	△1	
生物学実験三	△1	
生物学実験四	△1	
生物学実験五	△1	
生物学実験六	△1	
生物学創成実験	△1	
卒業研究	△6	
学外インターンシップ		△1

労務管理		1
生産管理		1
福祉工学概論		2
エコシステム工学		2
知的財産事業化演習		(1)
知的財産の基礎と活用		2
ニュービジネス概論		2
半導体ナノテクノロジー基礎論		2
工業基礎数学		(1)
工業基礎英語		(1)
工業基礎物理		(1)
職業指導		4
計	40	68
	(9)	(5)
	△14	△
		1

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目の単位数に含めることができる。

夜間主コース

( )は演習単位、△は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
微分方程式一		2
ベクトル解析		2
量子力学		2
無機化学一		2
無機化学二		2
物理化学一	2	
物理化学二		2
生物有機化学一	2	
生物有機化学二	2	
分析化学	2	
生物物理化学	2	
生体高分子	2	
生物機能設計学	2	
生化学一	2	
生化学二	2	
微生物工学	2	
酵素化学	2	
細胞生物学	2	
分子生物学	2	
遺伝子工学	2	
微生物応用工学	2	
生物化学工学	2	

無機材料科学		2
有機材料科学		2
無機工業化学	2	
有機工業化学	2	
合成高分子		2
化学工学		2
環境化学	2	
電子計算機		2
プログラミング演習		(1)
雑誌講読		(1)
エネルギー工学		2
技術者の倫理		2
基礎の流れ学		2
計測工学		2
材料入門		2
建築概論		2
工業英語		2
コンピュータ入門一		2
自動車工学		2
電気磁気学一		2
学びの技		1
微分方程式二		2
離散数学入門		2
量子化学		2
化学反応工学		2
研究基礎実習		△4
卒業研究		△6
工業基礎数学		(1)
工業基礎英語		(1)
工業基礎物理		(1)
職業指導		4
計	38	55
		(5)
		△10

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目の単位数に含めることができる。

電気電子工学科

昼間コース

( ) は演習単位, △は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数		
	必修科目	選択必修科目	選択科目
微分方程式一	2		
微分方程式二	2		
複素関数論		2	
ベクトル解析		2	
微分方程式特論		2	
確率統計学		2	
数値解析		2	
量子力学		2	
基礎固体物性論		2	
熱・統計力学		2	
解析力学		2	
電気数学演習	(1)		
電気磁気学一・演習	2 (1)		
電気磁気学二・演習	2 (1)		
電気磁気学三		2	
電気回路一・演習	2 (1)		
電気回路二・演習	2 (1)		
過渡現象	2		
電子物性工学		2	
量子工学基礎		2	
半導体工学		2	
電気・電子材料工学			2
電子物理学			2
集積回路一		2	
プラズマ工学			2
光デバイス工学			2
電子デバイス		2	
電気機器一		2	
電気機器二		2	
パワーエレクトロニクス		2	
機器制御工学			2
機器応用工学			2
設計製図			(1)
エネルギー工学基礎論		2	
電力系統工学一		2	
電力系統工学二			2
発電工学			2
照明電熱工学			2
高電圧工学			2
計測工学		2	

高周波計測			2
マイクロ波工学			2
システム基礎		2	
制御理論一		2	
制御理論二		2	
システム解析			2
信号処理			2
情報通信理論		2	
通信工学			2
通信応用工学			2
コンピュータネットワーク			2
電子回路		2	
デジタル回路		2	
アナログ演算工学		2	
コンピュータ回路		2	
集積回路二			2
回路網解析			2
電子回路設計演習			(1)
コンピュータ入門	(1)		
プログラミング演習一		(1)	
プログラミング演習二		(1)	
アルゴリズムとデータ構造			2
プロジェクト演習		△1	
電気施設管理及び法規			1
無線設備管理及び法規			1
電気電子工学特別講義一			1
電気電子工学特別講義二			1
インターンシップ		△1	
英語コミュニケーション		(1)	
技術者・科学者の倫理	2		
電気電子工学入門実験	△1		
電気電子工学基礎実験	△1		
電気電子工学創成実験	△1		
電気電子工学実験一	△1		
電気電子工学実験二			△1
電気電子工学実験三			△1
電気電子工学輪講	(2)		
卒業研究	△5		
労務管理			1
生産管理			1
福祉工学概論			2
エコシステム工学			2
知的財産事業化演習			(1)
知的財産の基礎と活用			2
ニュービジネス概論			2
半導体ナノテクノロジー基礎論			2

工業基礎数学			(1)
工業基礎英語			(1)
工業基礎物理			(1)
職業指導			4
計	16	60	58
	(8)	(3)	(6)
	△9	△2	△2

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目の単位数に含めることができる。

夜間主コース

( )は演習単位、△は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
微分方程式一	2	
微分方程式二	2	
複素関数論		2
微分方程式特論		2
量子力学		2
電気数学	2	
電気磁気学一	2	
電気磁気学二		2
電気回路一	2	
電気回路二		2
過渡現象		2
電気回路演習		(1)
物性工学		2
半導体工学		2
電子デバイス工学		2
量子エレクトロニクス		2
センサ工学		2
電気機器一		2
電気機器二		2
機器応用工学		2
エネルギー工学		2
発変電工学		2
電磁環境工学		2
計測工学		2
高周波計測		2
自動制御理論		2
制御工学		2
システム解析		2
情報通信理論		2
通信工学		2
コンピュータネットワーク		2

離散数学入門		2
電子回路		2
デジタル回路		2
マイクロコンピュータ回路		2
マイクロコンピュータ言語一		2
マイクロコンピュータ言語二		2
マイクロコンピュータ応用		2
アナログ演算工学		2
信号処理		2
応用プログラミング		2
コンピュータ入門一		2
コンピュータ入門二		2
アルゴリズムとデータ構造		2
電気電子工学特別講義		2
工業英語		2
電気電子工学実験	△2	
電気電子工学セミナー	(4)	
工業基礎数学		(1)
工業基礎英語		(1)
工業基礎物理		(1)
職業指導		4
計	10	84
	(4)	(4)
	△2	

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目の単位数に含めることができる。

知能情報工学科

昼間コース

( )は演習単位、△は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
微分方程式一	2	
微分方程式二		2
複素関数論	2	
ベクトル解析		2
確率統計学		2
数値解析		2
電磁気学		2
電磁気学演習		(1)
力学系通論		2
コンピュータ入門一	2	
コンピュータ入門二		2
離散数学とグラフ理論一		2
離散数学とグラフ理論二		2



知能情報工学セミナー	(1)	
数理論理学		2
電気回路及び演習	2	(1)
マイクロプロセッサ		2
アルゴリズムとデータ構造		2
データ構造とアルゴリズム設計		2
情報数学		2
電子回路		2
プログラミング方法論一		2
プログラミング方法論二		2
線形システム解析		2
数理計画法		2
人工知能一		2
情報計測工学		2
情報通信理論		2
コンピュータアーキテクチャ		2
離散システム解析		2
信号処理		2
人工知能二		2
最適化理論		2
コンピュータネットワーク		2
コンピュータネットワーク演習		(1)
オペレーティングシステム		2
データベース		2
言語工学1		2
言語工学2		2
画像処理工学		2
数値計算法		2
オートマトン・言語理論		2
論理回路設計		2
プログラミングシステム		2
集積回路工学		2
生体情報工学		2
国際経営論		2
先端企業基盤通論		2
技術者・科学者の倫理		2
情報工学実地演習		(1)
専門外国語		(2)
ソフトウェア設計及び実験	4	△ 2
システム設計及び実験	4	△ 2
パターン認識		2
コンピュータシステム管理		2
卒業研究		△ 3
労務管理		1
生産管理		1
福祉工学概論		2
エコシステム工学		2

知的財産事業化演習		(1)
知的財産の基礎と活用		2
ニュービジネス概論		2
工業基礎数学		(1)
工業基礎英語		(1)
工業基礎物理		(1)
職業指導		4
計	14	104
	(1)	(10)
	△ 7	

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目の単位数に含めることができる。

夜間主コース

( ) は演習単位、△は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
微分方程式一	2	
微分方程式二		2
ベクトル解析		2
確率統計学	2	
複素関数論		2
数値解析		2
電気磁気学一	2	
コンピュータ入門一	2	
コンピュータ入門二		2
離散数学入門		2
グラフ理論入門		2
電気回路一		2
電気回路二		2
計算機アーキテクチャ		2
データ構造とアルゴリズム一		2
データ構造とアルゴリズム二		2
コンピュータネットワーク		2
電子回路		2
プログラミング方法論		2
自動制御理論		2
数理計画法		2
人工知能		2
画像処理工学		2
オートマトン・言語理論		2
プログラミングシステム		2
集積回路工学		2
情報理論		2
信号処理工学		2

最適化理論		2
数値計算法		2
言語処理		2
データベース		2
デジタル回路		2
マイクロプロセッサ		2
工業英語		(2)
ソフトウェア設計及び実習一	2△1	
ソフトウェア設計及び実習二	2△1	
音声・音楽情報処理		2
計測工学		2
通信工学		2
基礎の流れ学		2
自動車工学		2
技術者の倫理		2
エネルギー工学		2
研究基礎実習一	△1	
研究基礎実習二	△1	
特別研究	6	
労務管理		1
生産管理		1
工業基礎数学		(1)
工業基礎英語		(1)
工業基礎物理		(1)
職業指導		4
計	18	80 (5)
	△4	

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に属する授業科目については、別に定める範囲において、選択科目の単位数に含めることができる。

光応用工学科

昼間コース

( )は演習単位、△は実験実習単位を示し外数とする。

授業科目	単位数	
	必修科目	選択科目
微分方程式一	2	
微分方程式二	2	
複素関数論	2	
ベクトル解析	2	
確率統計学		2
数値解析		2
量子力学		2
熱・統計物理学		2
電気磁気学一	2	

電気磁気学二		2
工業物理学実験	△1	
幾何光学		2
波動光学		2
光化学		2
電気回路		3
電気回路演習	(1)	
電子回路		2
システム解析		2
コンピュータ入門		2
レーザ工学基礎論		2
光・電子物性工学一		2
光・電子物性工学二		2
光デバイス一		2
光デバイス二		2
材料統計熱力学一		2
材料統計熱力学二		2
分子工学		2
化学反応論一		2
化学反応論二		2
高分子化学		2
分光分析学		2
光導波工学		2
光演算処理		2
光情報機器		2
プログラミング言語及び演習	1(1)	
信号処理		2
画像処理		2
パターン認識		2
光画像計測		2
情報通信理論		2
光通信方式		2
マルチメディア工学		2
光応用工学実験一	△1	
光応用工学実験二	△1	
光応用工学計算機実習	△1	
光応用工学セミナー一	(1)	
光応用工学セミナー二	(1)	
光電機器設計及び演習		1(1)
設計製図製作実習		△1
感性教育特別講義		1
健康教育特別講義		2
技術者・科学者の倫理		2
専門外国語一	(1)	
専門外国語二		(1)
専門外国語三		(1)
光機能材料・光デバイス特別講義一		1

光機能材料・光デバイス特別講義二		1
光機能材料・光デバイス特別講義三		1
光情報システム特別講義一		1
光情報システム特別講義二		1
光応用工学特別講義一		1
光応用工学特別講義二		1
学外実習		△ 1
卒業研究	△ 1 0	
労務管理		1
生産管理		1
福祉工学概論		2
エコシステム工学		2
知的財産事業化演習		(1)
光の基礎		2
アルゴリズムとデータ構造		2
コンピュータネットワーク		2
知的財産の基礎と活用		2
ニュービジネス概論		2
半導体ナノテクノロジー基礎論		2
工業基礎数学		(1)
工業基礎英語		(1)
工業基礎物理		(1)
職業指導		4
計	3 2	8 3
	(5)	(7)
	△ 1 4	△ 2

備考 第3条の4第3項の規定に基づき修得した他の学科に  
 属する授業科目については、別に定める範囲において、  
 選択科目の単位数に含めることができる。

## 第6章

### 工学部学友会会則および表彰要項

## 徳島大学工学部学友会会則

(名称)

第1条 本会は、徳島大学工学部学友会と称し、事務所を徳島大学工学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、学生の自治活動を通じて、健全な学風の樹立、学生生活の向上及び将来における社会参加への準備を図るとともに、会員相互の親睦に資することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、正会員(工学部学部生)及び特別会員(工学部教職員)で組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学生が自治的に行う行事の企画及び実行
- 二 学生のサークルに対する援助
- 三 その他本会が必要と認めた事業

(役員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| 一 会長     | 1名  |
| 二 副会長    | 1名  |
| 三 会計幹事   | 1名  |
| 四 学生委員長  | 1名  |
| 五 学生副委員長 | 2名  |
| 六 監事     | 1名  |
| 七 幹事     | 若干名 |

(役員を選出)

第6条 役員は、次の方法によって選出する。

- 一 会長は、学部長をもって充てる。
- 二 副会長は、工学部学生委員会委員長をもって充てる。
- 三 会計幹事は、学務係長をもって充てる。
- 四 学生委員長、学生副委員長及び監事は、各学科から選出された学友会代議員(以下「代議員」という。)の中から代議員の互選により選出する。
- 五 幹事は、代議員の中から学生委員長が委嘱する。

2 各学科から選出される代議員の人数等については、別に定める。

( 役員の任務 )

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 三 会計幹事は、会費の徴収・管理その他会計に関する事務を行う。
- 四 学生委員長は、正会員の代表として本会の事業を総括する。
- 五 学生副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長のうち1名がその職務を代行する。
- 六 監事は、会計を監査する。
- 七 幹事は、会務を処理する。

( 役員の任期 )

第8条 第5条第四号から七号の役員の任期は、当該年度末日までとし、再任を妨げない。ただし、次期役員が選出されるまでの間は、引き続きその任にあたるものとする。

- 2 前項の役員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

( 会議 )

第9条 本会に代議員で組織する代議員会を置く。

- 2 学生委員長は、代議員会を召集し、その議長となる。
- 3 代議員会の議事は、構成員の過半数の賛成によって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議決にあたっては、あらかじめ作成された原案に対する委任状を認める。
- 5 学生委員長は、代議員会を開催した場合は、議決した事項等について会長に報告し、その承認を受けなければならない。

( 審議事項 )

第10条 代議員会の審議事項は、次の通りにする。

- 一 第4条に規定する事業の実施計画及び予算決算に関すること。
- 二 第5条第四号から七号の役員の選出に関すること。
- 三 その他本会の事業等に関する重要事項に関すること。

( 会計 )

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は、正会員の会費6000円(編入学生については、3000円)、寄付金及びその他の収入をもって充てる。
- 3 会費は入学時に4年分一括して納入する。
- 4 既納の会費は返還しない。

附則

- 1 この会則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 徳島大学工学部学友会規約（昭和39年4月1日施行）は，廃止する．
- 3 本会則の改廃は，代議員会の審議に基づき会長が決定する．
- 4 第5条第四号から七号の役員が選出されるまでの間，代議員会の開催等に係わる事務は，学務係が行う．

## 徳島大学工学部学友会表彰要項

(目的)

第1条 この要項は、徳島大学工学部優秀賞表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当し、かつ、人物が優秀な学生について行うものとする。

- (1) 学業成績が優秀な者
- (2) 英語によるコミュニケーション能力が高い者
- (3) その他工学部優秀賞に値すると認められる者

(表彰者の決定)

第3条 表彰者の決定は、学生の所属学科の学科長の推薦に基づき、工学部学生委員会の議を経て、学友会会長(工学部長)が行う。

(表彰の基準)

第4条 表彰は、次の各号の基準に基づいて行う。

- (1) 第2条第1号に規定する者の基準は、各学年における1年間通算のGPA(Grade Point Average)による成績評価が、上位概ね3%以内の者で別表に定める。
- (2) 第2条第2号に規定する者の基準は、当該年度TOEIC(財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が行う国際コミュニケーション英語能力テスト)における得点が700点以上の者(在学中に1回に限る)。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、学友会会長(工学部長)が毎学年の初めに行う。ただし、この時点で工学部に在学しないものは、対象者から除外する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

この要項の改廃は、工学部学生委員会及び学友会の議を経て、定める。

附 則

この要項は、平成13年11月21日から実施し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から適用する。



## 別表

## 表 彰 者 数

建設工学科		1年生	3人	電気電子工学科		1年生	4人	光応用工学科		1年生	2人
"		2年生	3人	"		2年生	4人	"		2年生	2人
"		3年生	3人	"		3年生	4人	"		3年生	2人
"	夜間主コース	1年生	1人	"	夜間主コース	1年生	1人				
"	"	2年生	1人	"	"	2年生	1人				
"	"	3年生	1人	"	"	3年生	1人				
機械工学科		1年生	4人	知能情報工学科		1年生	3人				
"		2年生	4人	"		2年生	3人				
"		3年生	4人	"		3年生	3人				
"	夜間主コース	1年生	1人	"	夜間主コース	1年生	1人				
"	"	2年生	1人	"	"	2年生	1人				
"	"	3年生	1人	"	"	3年生	1人				
化学応用工学科		1年生	3人	生物工学科		1年生	2人				
"		2年生	3人	"		2年生	2人				
"		3年生	3人	"		3年生	2人				
"	夜間主コース	1年生	1人	"	夜間主コース	1年生	1人				
"	"	2年生	1人	"	"	2年生	1人				
"	"	3年生	1人	"	"	3年生	1人				

# 付 録

## 1) 工学部教員の一覧

## 1 建設工学科

## 建設構造工学講座

教授	橋本親典	A棟5階	A505	Tel: 088-656-7321	内線: 4241
教授	成行義文	A棟5階	A510	Tel: 088-656-7326	内線: 4212
教授	長尾文明	A棟5階	A515	Tel: 088-656-9443	内線: 4282
准教授	野田稔	A棟5階	A514	Tel: 088-656-7323	内線: 4283
助教	渡邊健	A棟5階	A506	Tel: 088-656-7320	内線: 4242

## 環境整備工学講座

教授	端野道夫	A棟4階	A415	Tel: 088-656-7332	内線: 4261
教授	岡部健士	A棟3階	A309	Tel: 088-656-7329	内線: 4221
准教授	中野晋	A棟3階	A310	Tel: 088-656-7330	内線: 4222
准教授	鎌田磨人	A棟3階	A306	Tel: 088-656-9134	内線: 5083
准教授	竹林洋史	A棟3階	A311	Tel: 088-656-7331	内線: 4223
助教	田村隆雄	A棟4階	A414	Tel: 088-656-9407	内線: 4262

## 社会基盤工学講座

教授	山上拓男	A棟4階	A401	Tel: 088-656-7345	内線: 4251
教授	澤田勉	A棟3階	A307	Tel: 088-656-9132	内線: 5081
教授	望月秋利	A棟4階	A405	Tel: 088-656-9721	内線: 4231
准教授	鈴木壽	A棟4階	A403	Tel: 088-656-7347	内線: 4253
准教授	上野勝利	A棟5階	A504	Tel: 088-656-7342	内線: 4232
助教	蒋景彩	A棟4階	A402	Tel: 088-656-7346	内線: 4252
助教	三神厚	A棟3階	A308	Tel: 088-656-9193	内線: 5082

## 社会システム工学講座

教授	水口裕之	A棟5階	A501	Tel: 088-656-7349	内線: 5721
教授	山中英生	A棟4階	A410	Tel: 088-656-7350	内線: 5713
准教授	上田隆雄	A棟5階	A502	Tel: 088-656-2153	内線: 5722
准教授	滑川達子	A棟4階	A412	Tel: 088-656-9877	内線: 4272
助教	真田純子	A棟4階	A411	Tel: 088-656-7578	内線: 5107

## 2 機械工学科

## 機械科学講座

教授	山田勝稔	M棟6階	621	Tel: 088-656-7364	内線: 5313
教授	吉田憲一	M棟6階	619	Tel: 088-656-7358	内線: 4312
教授	高木均	M棟6階	620	Tel: 088-656-7359	内線: 4313
准教授	岡田達也	M棟6階	616	Tel: 088-656-7362	内線: 4382
准教授	西野秀郎	M棟6階	618	Tel: 088-656-7357	内線: 4311
准教授	大石篤哉	M棟6階	622	Tel: 088-656-7365	内線: 5312

## 機械システム講座

教授	石原国彦	M棟5階	518	Tel: 088-656-7366	内線: 4321
教授	末包哲也	M棟5階	521	Tel: 088-656-7373	内線: 4331
教授	逢坂昭治	M棟5階	523	Tel: 088-656-7375	内線: 5214
教授	福富純一郎	M棟5階	519	Tel: 088-656-7367	内線: 4323
准教授	清田正徳	M棟5階	522	Tel: 088-656-7374	内線: 4332
講師	一宮昌司	M棟5階	520	Tel: 088-656-7368	内線: 4322
助教	草野剛嗣	M棟5階	528	Tel: 088-656-2151	内線: 5216
助教	重光亨	M棟5階	525	Tel: 088-656-9082	内線: 5219

## 知能機械学講座

教授	小西克信	M棟4階	423	Tel: 088-656-7383	内線: 4352
教授	岩田哲郎	M棟4階	427	Tel: 088-656-9743	内線: 5220
教授	日野順市	M棟4階	422	Tel: 088-656-7384	内線: 4353
講師	長町拓夫	M棟5階	526	Tel: 088-656-9187	内線: 5237
講師	浮田浩行	M棟5階	526	Tel: 088-656-9448	内線: 4355
講師	三輪昌史	M棟4階	420	Tel: 088-656-7387	内線: 4392

## 生産システム講座

教授	海江田義也	M棟3階	321	Tel: 088-656-7379	内線: 4361
教授	英崇夫	M棟3階	317	Tel: 088-656-7377	内線: 4401
教授	村上理一	M棟3階	318	Tel: 088-656-7392	内線: 4383
准教授	升田雅博	M棟3階	320	Tel: 088-656-7380	内線: 4362
准教授	多田吉宏	M棟3階	319	Tel: 088-656-7381	内線: 5314
准教授	岡田健一	M棟1階	123	Tel: 088-656-7395	内線: 5213
准教授	伊藤照明	M棟3階	316	Tel: 088-656-2150	内線: 4406
助教	日下一也	M棟3階	322	Tel: 088-656-9442	内線: 4405
助教	米倉大介	M棟3階	326	Tel: 088-656-9186	内線: 4386
助教	溝渕啓	M棟3階	325	Tel: 088-656-9741	内線: 5218

## 3 化学応用工学科

## 物質合成化学講座

教授	河村保彦	化学・生物棟 4階 410	Tel: 088-656-7401	内線: 4532
教授	右手浩一	化学・生物棟 4階 406	Tel: 088-656-7402	内線: 4543
教授	魚崎泰弘	化学・生物棟 5階 510	Tel: 088-656-7417	内線: 4553
准教授	南川慶二	化学・生物棟 6階 612	Tel: 088-656-9153	内線: 5614
講師	平野朋広	化学・生物棟 4階 405	Tel: 088-656-7403	内線: 4542
助教	西内優騎	化学・生物棟 4階 409	Tel: 088-656-7400	内線: 4531
助教	岩澤哲郎	化学・生物棟 4階 407	Tel: 088-656-7405	内線: 4541

## 物質機能化学講座

教授	本仲純子	化学・生物棟 6階 611	Tel: 088-656-7409	内線: 5612
教授	田村勝弘	化学・生物棟 5階 509	Tel: 088-656-7416	内線: 4552
教授	金崎英二	化学・生物棟 5階 511	Tel: 088-656-9444	内線: 4521
准教授	安澤幹人	化学・生物棟 5階 512	Tel: 088-656-7421	内線: 4513
講師	鈴木良尚	化学・生物棟 5階 514	Tel: 088-656-7415	内線: 4551
講師	藪谷智規	化学・生物棟 6階 605	Tel: 088-656-7413	内線: 5613
助教	倉科昌	化学・生物棟 5階 516	Tel: 088-656-7418	内線: 4523

## 化学プロセス工学講座

教授	富田太平	化学・生物棟 3階 312	Tel: 088-656-7425	内線: 4571
教授	川城克博	化学・生物棟 3階 308	Tel: 088-656-7431	内線: 4562
教授	杉山茂	化学・生物棟 3階 309	Tel: 088-656-7432	内線: 4563
准教授	森賀俊広	機械棟 6階 603	Tel: 088-656-7423	内線: 4583
准教授	加藤雅裕	機械棟 3階 304	Tel: 088-656-7429	内線: 4575
准教授	外輪健一郎	化学・生物棟 3階 307	Tel: 088-656-4440	内線: 4569
講師	村井啓一郎	機械棟 3階 305	Tel: 088-656-7424	内線: 4584
助教	堀河俊英	化学・生物棟 3階 311	Tel: 088-656-7426	内線: 4572
助教	中川敬三	化学・生物棟 3階 310	Tel: 088-656-7430	内線: 4561

## 4 生物工学科

## 生物機能工学講座

教授	松木均	化学・生物棟 6階	607	Tel: 088-656-7513	内線: 4900
教授	堀均	機械棟 8階	821	Tel: 088-656-7514	内線: 4906
教授	高麗寛紀	機械棟 8階	813	Tel: 088-656-7408	内線: 4913
教授	長宗秀明	機械棟 8階	814	Tel: 088-656-7525	内線: 4914
准教授	宇都義浩	機械棟 8階	820	Tel: 088-656-7522	内線: 4907
准教授	間世田英明	機械棟 8階	814	Tel: 088-656-7524	内線: 4920
准教授	友安俊文	化学・生物棟 7階	701	Tel: 088-656-9213	内線: 4923
助教	玉井伸岳	化学・生物棟 6階	609	Tel: 088-656-7520	内線: 4901
助教	中田栄司	機械棟 8階	819	Tel: 088-656-7517	内線: 4908
助教	田端厚之	化学・生物棟 7階	709	Tel: 088-656-7521	内線: 4922
助教	白井昭博	機械棟 8階	817	Tel: 088-656-7519	内線: 4915

## 生物反応工学講座

教授	辻明彦	化学・生物棟 7階	710	Tel: 088-656-7526	内線: 4927
教授	野地澄晴	化学・生物棟 8階	803	Tel: 088-656-7528	内線: 4932
教授	中村嘉利	機械棟 7階	720	Tel: 088-656-7518	内線: 4938
准教授	長浜正巳	化学・生物棟 7階	712	Tel: 088-656-7523	内線: 4926
准教授	大内淑代	化学・生物棟 8階	801	Tel: 088-656-7529	内線: 4933
准教授	櫻庭春彦	機械棟 7階	719	Tel: 088-656-7531	内線: 4939
助教	湯浅恵造	化学・生物棟 7階	714	Tel: 088-656-7527	内線: 4930
助教	三戸太郎	化学・生物棟 8階	804	Tel: 088-656-7530	内線: 4980
助教	佐々木千鶴	機械棟 7階	714	Tel: 088-656-7532	内線: 4940

## 5 電気電子工学科

## 物性デバイス講座

教授	大野泰夫	E棟2階南	A-7	Tel: 088-656-7438	内線: 5411
教授	大宅薫	E棟2階南	A-9	Tel: 088-656-7444	内線: 4661
教授	田島一人	E棟2階南	A-2	Tel: 088-656-9716	内線: 5516
教授	酒井士郎	E棟2階南	A-3	Tel: 088-656-7446	内線: 4671
准教授	富永喜久雄	E棟2階南	A-6	Tel: 088-656-7439	内線: 4673
准教授	直井美貴	E棟2階南	A-4	Tel: 088-656-7447	内線: 4674
准教授	西野克志	E棟2階南	A-5	Tel: 088-656-7464	内線: 4677
講師	赦金平生	E棟2階南	A-8	Tel: 088-656-7442	内線: 4664
助教	川上烈生	E棟2階南	A-10	Tel: 088-656-7441	内線: 5511

## 電気エネルギー講座

教授	伊坂勝生	E棟2階北	B-9	Tel: 088-656-7459	内線: 4632
教授	井上廉	E棟2階北	B-7	Tel: 088-656-7462	内線: 5412
教授	大西徳生	E棟2階北	B-1	Tel: 088-656-7456	内線: 5414
准教授	川田昌武	E棟2階北	B-10	Tel: 088-656-7460	内線: 4633
准教授	北條昌秀	E棟2階北	B-2	Tel: 088-656-7452	内線: 4623
准教授	下村直行	E棟2階北	B-8	Tel: 088-656-7463	内線: 4621
准教授	森田郁朗	E棟2階北	B-3	Tel: 088-656-7451	内線: 4622
准教授	安野卓	E棟2階北	B-5	Tel: 088-656-7458	内線: 4653
助教	寺西研二	E棟2階北	B-6	Tel: 088-656-7454	内線: 4651

## 電気電子システム講座

教授	入谷忠光	E棟3階北	C-2	Tel: 088-656-7478	内線: 5413
教授	大家隆弘	E棟3階北	C-1	Tel: 088-656-7479	内線: 4642
教授	木内陽介	E棟3階北	C-4	Tel: 088-656-7475	内線: 4641
教授	久保智裕	E棟3階北	C-6	Tel: 088-656-7466	内線: 4692
講師	芥川正武	E棟3階北	C-5	Tel: 088-656-7477	内線: 4644

## 知能電子回路講座

教授	來山征士	E棟3階南	D-6	Tel: 088-656-7482	内線: 4612
教授	小中信典	E棟3階南	D-8	Tel: 088-656-7469	内線: 4611
教授	橋爪正樹	E棟3階南	D-2	Tel: 088-656-7473	内線: 4682
准教授	島本隆	E棟3階南	D-5	Tel: 088-656-7483	内線: 4613
准教授	西尾芳文	E棟3階南	D-7	Tel: 088-656-7470	内線: 4615
准教授	四柳浩之	E棟3階南	D-3	Tel: 088-656-9183	内線: 4683
助教	宋天	E棟3階南	D-4	Tel: 088-656-7484	内線: 5105

## 6 知能情報工学科

## 基礎情報工学講座

教授	任 福 継	C棟2階 204	Tel: 088-656-9684	内線: 4790
教授	北 研 二	大学院共同研究棟5階 503	Tel: 088-656-7496	内線: 4713
教授	赤 松 則 男	D棟2階 209	Tel: 088-656-7493	内線: 4742
教授	小 野 典 彦	D棟1階 106	Tel: 088-656-7509	内線: 4732
教授	大 濱 靖 匡	C棟3階 302	Tel: 088-656-9446	内線: 4717
准教授	黒 岩 眞 吾	C棟2階 203	Tel: 088-656-9689	内線: 4791
准教授	獅々堀 正 幹	D棟2階 214	Tel: 088-656-7508	内線: 4731
准教授	最 上 義 夫	D棟1階 102	Tel: 088-656-7505	内線: 4723
講 師	得 重 仁	C棟3階 303	Tel: 088-656-9447	内線: 4718
講 師	佐 野 雅 彦	高度情報化基盤センター4階 403	Tel: 088-656-7559	内線: 4821
助 教	土 屋 誠 司	C棟2階 211	Tel: 088-656-7654	内線: 4792
助 手	伊 藤 拓 也	D棟1階 105	Tel: 088-656-9165	内線: 5085
助 教	ステファン・カルンガル	D棟2階 211	Tel: 088-656-7488	内線: 4755

## 知能工学講座

教授	大 恵 俊一郎	大学院共同研究棟5階 507	Tel: 088-656-7500	内線: 4751
教授	下 村 隆 夫	C棟4階 402	Tel: 088-656-7503	内線: 4722
教授	青 江 順 一	大学院共同研究棟6階 604	Tel: 088-656-7486	内線: 4752
教授	矢 野 米 雄	C棟5階 511	Tel: 088-656-7495	内線: 4712
教授	福 見 稔	D棟2階 210	Tel: 088-656-7510	内線: 4733
准教授	寺 田 賢 治	大学院共同研究棟8階 802	Tel: 088-656-7499	内線: 4721
准教授	池 田 建 司	C棟4階 403	Tel: 088-656-7504	内線: 4726
准教授	緒 方 広 明	C棟5階 507	Tel: 088-656-7498	内線: 4716
准教授	上 田 哲 史	大学院共同研究棟5階 502	Tel: 088-656-7501	内線: 4753
講 師	泓 田 正 雄	大学院共同研究棟6階 603	Tel: 088-656-7564	内線: 4747
講 師	柘 植 覚	D棟2階 204	Tel: 088-656-7512	内線: 4719
講 師	森 田 和 宏	大学院共同研究棟6階 603	Tel: 088-656-7490	内線: 4711
助 教	光 原 弘 幸	C棟5階 502	Tel: 088-656-7497	内線: 4715



## 7 光応用工学科

## 光機能材料講座

教授	福井	萬壽夫	光応用棟 2階	208	Tel: 088-656-9410	内線: 5001
教授	田中	均	光応用棟 2階	211	Tel: 088-656-9420	内線: 5020
准教授	原口	雅宣	光応用棟 2階	209	Tel: 088-656-9411	内線: 5002
講師	森	篤史	光応用棟 4階	407	Tel: 088-656-9417	内線: 5012
講師	手塚	美彦	光応用棟 3階	307	Tel: 088-656-9423	内線: 5027
助教	岡本	敏弘	光応用棟 2階	207	Tel: 088-656-9412	内線: 5003
助教	柳谷	伸一郎	光応用棟 4階	408	Tel: 088-656-9415	内線: 5010
助教	岡	博之	光応用棟 3階	311	Tel: 088-656-9424	内線: 5022

## 光情報システム講座

教授	陶山	史朗	光応用棟 4階	409	Tel: 088-656-9425	内線: 5029
教授	仁木	登	光応用棟 5階	507	Tel: 088-656-9430	内線: 5037
教授	後藤	信夫	光応用棟 3階	310	Tel: 088-656-9416	内線: 5011
准教授	早崎	芳夫	光応用棟 4階	412	Tel: 088-656-9426	内線: 5030
准教授	河田	佳樹	光応用棟 5階	508	Tel: 088-656-9431	内線: 5038
助教	山本	裕紹	光応用棟 4階	411	Tel: 088-656-9427	内線: 5031
助教	久保	満	光応用棟 5階	509	Tel: 088-656-9432	内線: 5039

## 8 工学基礎教育センター

## 工学基礎

教授	長 町 重 昭	A 棟 2 階 A205	Tel: 088-656-7554	内線: 5812
教授	今 井 仁 司	A 棟 2 階 A220	Tel: 088-656-7541	内線: 4781
教授	大 野 隆	A 棟 2 階 A201	Tel: 088-656-7549	内線: 4762
教授	竹 内 敏 己	A 棟 2 階 A206	Tel: 088-656-7544	内線: 4771
教授	岸 本 豊	A 棟 2 階 A202	Tel: 088-656-7548	内線: 4761
准教授	香 田 温 人	A 棟 2 階 A211	Tel: 088-656-7546	内線: 4774
准教授	深 貝 暢 良	A 棟 2 階 A219	Tel: 088-656-7545	内線: 4772
准教授	道 廣 嘉 隆	A 棟 2 階 A203	Tel: 088-656-7550	内線: 4763
准教授	高 橋 浩 樹	A 棟 2 階 A204	Tel: 088-656-7542	内線: 4782
講 師	岡 本 邦 也	A 棟 2 階 A212	Tel: 088-656-9441	内線: 4777
講 師	中 村 浩 一	A 棟 2 階 A216	Tel: 088-656-7577	内線: 5106
講 師	川 崎 祐	A 棟 2 階 A217	Tel: 088-656-9878	内線: 4767
助 教	坂 口 秀 雄	A 棟 2 階 A221	Tel: 088-656-7547	内線: 4773

## 9 大学院エコシステム工学専攻

## 基幹講座

## 資源循環工学講座

教授	橋本修一	総合研究実験棟 4階 405	Tel: 088-656-7389	内線: 4443
教授	木戸口善行	総合研究実験棟 5階 502	Tel: 088-656-9633	内線: 4450
准教授	松尾繁樹	総合研究実験棟 4階 404	Tel: 088-656-7538	内線: 4442
講師	八房智顯	総合研究実験棟 5階 503	Tel: 088-656-7370	内線: 4451
助教	富田卓朗	総合研究実験棟 4階 403	Tel: 088-656-9846	内線: 4441

## 社会環境システム工学講座

教授	末田統	総合研究実験棟 7階 705	Tel: 088-656-2167	内線: 4473
教授	近藤光男	総合研究実験棟 6階 602	Tel: 088-656-7339	内線: 4460
教授	上月康則	総合研究実験棟 5階 505	Tel: 088-656-7335	内線: 4470
准教授	藤澤正一郎	総合研究実験棟 7階 704	Tel: 088-656-7537	内線: 4472
准教授	廣瀬義伸	総合研究実験棟 6階 603	Tel: 088-656-7340	内線: 4461
講師	山中亮一	総合研究実験棟 5階 504	Tel: 088-656-7334	内線: 4452
助教	渡辺公次郎	総合研究実験棟 7階 702	Tel: 088-656-7612	内線: 7612

## 連携研究所

## 海洋環境工学講座

教授	廣津孝弘	産業技術総合研究所	Tel: 087-869-3562	内線: 4468
准教授	榎田洋二	産業技術総合研究所	Tel: 087-869-3573	内線: 4468

## 2) 工学部講義室配置図

